

# モバイル接続料の検証について(報告)

---

令和7年7月30日

事 務 局

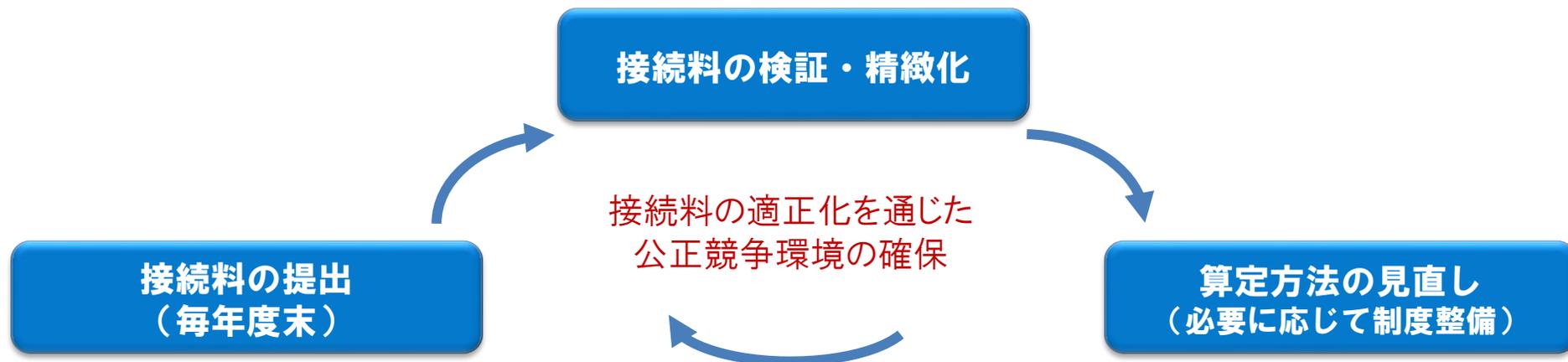
- ◆ 第二種指定電気通信設備制度における**接続料**は、電気通信事業法第34条第3項の規定により、「**能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの**」を超えてはならないとされ、その**設定対象機能（アンバンドル機能）や具体的な算定方法は、第二種指定電気通信設備接続料規則・電気通信事業法施行規則等で規定**されている。
- ◆ 接続料の適正性については、接続約款届出の後、接続料の算定根拠をもとに総務省で検証を実施し、書面で確認。検証結果に基づき、接続料の算定の精緻化の検討をすすめ、適正性の更なる向上につなげる。

## 【接続料の算定方法】

- 電気通信事業法：接続料は適正原価＋適正利潤を上限として設定する旨規定している。
- 第二種指定電気通信設備接続料規則において、具体的な接続料の算定方法について規定するとともに、電気通信事業法施行規則において、接続料の適正性を検証するための算定根拠の提出について規定している。

$$\text{接続料単価} \leq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要}}$$

## 【接続料精緻化のサイクル】



# (参考) 接続料の算定方法

## 原価

二種接続会計「移動電気通信役務収支表」の費用に基づいて算定

### 設備管理運営費\*

対象設備等に係る費用の額を基礎として算定

二種接続会計規則「移動電気通信役務収支表」の費用を基礎として算出

## 利潤

二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」の資産に基づいて算定

※各項目の算定に用いる額は二種接続会計「貸借対照表」の額を用いる

他人資本費用 = レートベース × 他人資本比率 × 他人資本利率

正味固定資産価額\* + 繰延資産 + 投資その他の資産 + 貯蔵品 + 運転資本

二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」の帳簿価額を基礎として算定された額

繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額のうち、第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものを基礎として算定

設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）×（機能の提供から接続料収納までの平均的な日数 / 365日）

負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定

有利子負債（社債、借入金及びリース債務）に対する利率及び有利子負債以外の負債に対する利率相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したもの

有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定

当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値として総務大臣が別に告示する値

自己資本費用 = レートベース × 自己資本比率（1 - 他人資本比率） × 自己資本利率

期待自己資本利率の過去3年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険）の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利率に比して高い年度を除く。）の平均値を基礎とした合理的な値

リスクの低い金融商品の平均金利 +  $\beta$  × (主要企業の平均自己資本利率 - リスクの低い金融商品の平均金利)

移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案したものと総務大臣が別に定める値又は1のいずれか低い方の値

利益対応税 = (自己資本費用 + レートベース × 他人資本比率 × 有利子負債以外の負債比率 × 利率相当率) × 利益対応税率

有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定

法人税、事業税及びその他所得に課せられる税の税率の合計を基礎として算定された値

**需要\***  
(通信量等の実績値)

データ伝送交換機能の接続料の場合は、「回線容量」

※データ伝送交換機能において採用している「将来原価方式」では、設備管理運営費、正味固定資産価額及び需要について、将来の合理的な予測を行うこととしている。

- ◆ 二種指定制度における接続料の適正性に関する検証については、従来、二種指定事業者から提出される接続料の算定根拠に基づき、総務省において行ってきた。
- ◆ 二種指定事業者とMVNOとの公正競争の確保に向けては、接続料の適正性が十分に確保されることが重要であり、そのためには、接続料の水準や算定プロセスについての検証を、一層充実させることが重要であるところ、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書（2019年4月）においては、「提出を受けた算定根拠について、審議会への報告を行うことが適当」との指摘がなされた。
- ◆ こうした指摘を踏まえ、2019年度に適用される接続料から、接続料の算定根拠について接続料の算定等に関する研究会（以下「研究会」という。）において検証した上で、情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会へ報告を実施。委員から示された指摘等を踏まえ、総務省において検証の充実を図ることとしている。

## 「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書（2019.4）（抜粋）

### 第5章 事業者間の競争条件に関する事項

#### 1. 接続料算定の適正性・透明性の向上

##### (3) 対応の方向性

##### ② 透明性の向上

MNOとMVNOとの公正競争の確保に向けては、接続料の適正性が十分に確保されるようにするため、接続料の水準や算定根拠などその算定のプロセスについて、一層の透明性の向上を図ることが重要である。また、一種指定制度において、算定根拠等についての審議会での検証や公表により、その算定方法の精緻化が徐々に進められてきた経緯を踏まえると、二種指定制度における接続料についても、その算定根拠等を踏まえて、算定方法の一層の精緻化を検討することが必要である。

一方で、一種指定制度とは異なり、二種指定制度では、対象事業者が複数あり、競争環境下で役務の提供を行っていることから、一般に公表可能なデータの範囲には相違があることも考えられる。

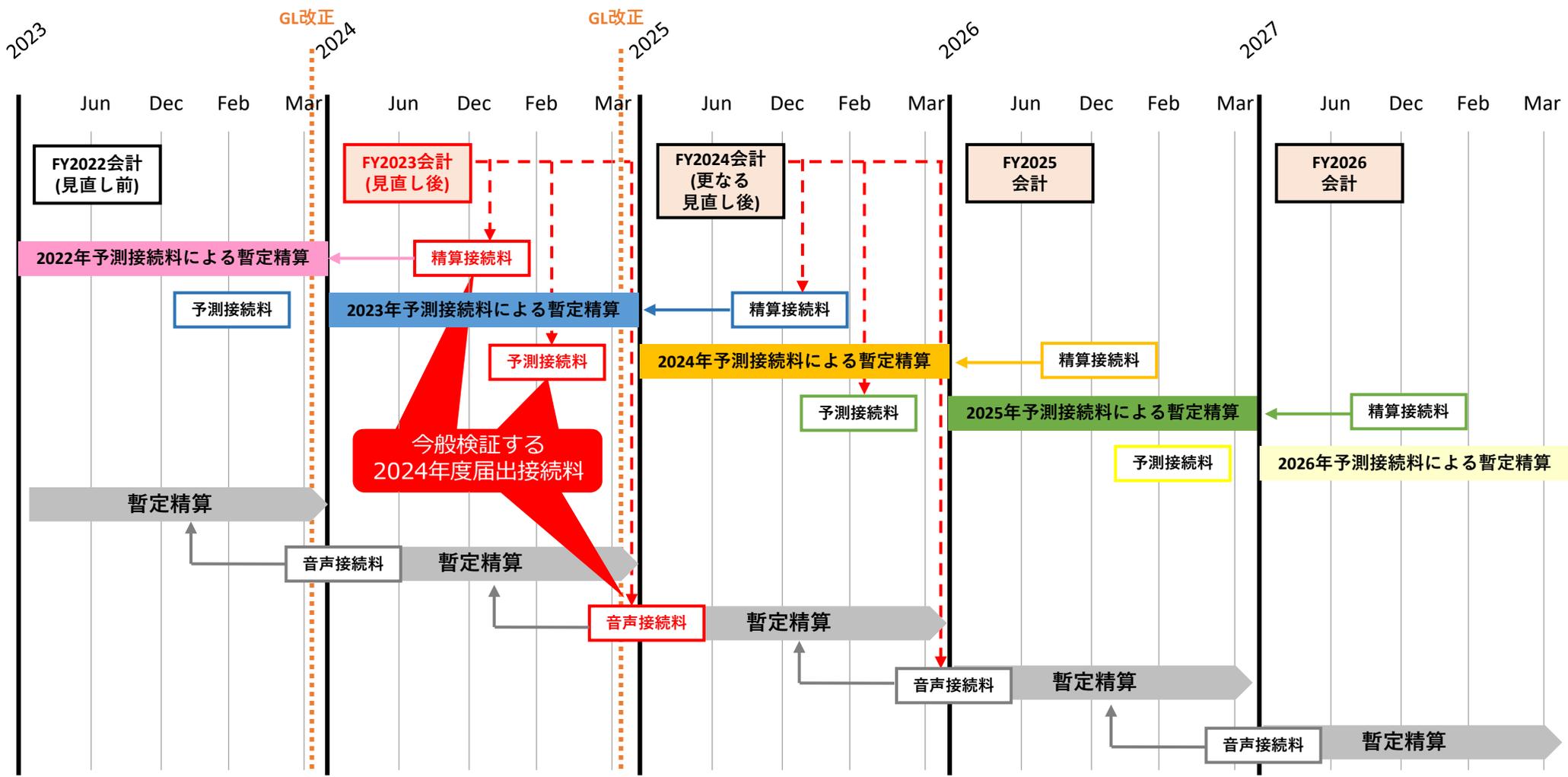
そのため、総務省において、まずは、2019年度に適用される接続料（2018年度末に届出）から、提出を受けた算定根拠について、審議会への報告を行うとともに、提出した事業者への確認の上、可能な範囲で公表されるようにすることが適当である。また、接続料の算定方法の検討に際しては、実際に提出された算定根拠をその検討の場に示すことが適当である。

1	本年度に適用される接続料	・ ・ ・ ・	5
2	接続料の推移	・ ・ ・ ・	11
3	モバイル接続料の費用配賦	・ ・ ・ ・	22
4	予測値の算定方法	・ ・ ・ ・	26
5	原価	・ ・ ・ ・	31
6	利潤	・ ・ ・ ・	38
7	需要	・ ・ ・ ・	42
8	その他	・ ・ ・ ・	47
	(参考資料)	・ ・ ・ ・	50

# **1. 本年度に適用される接続料**

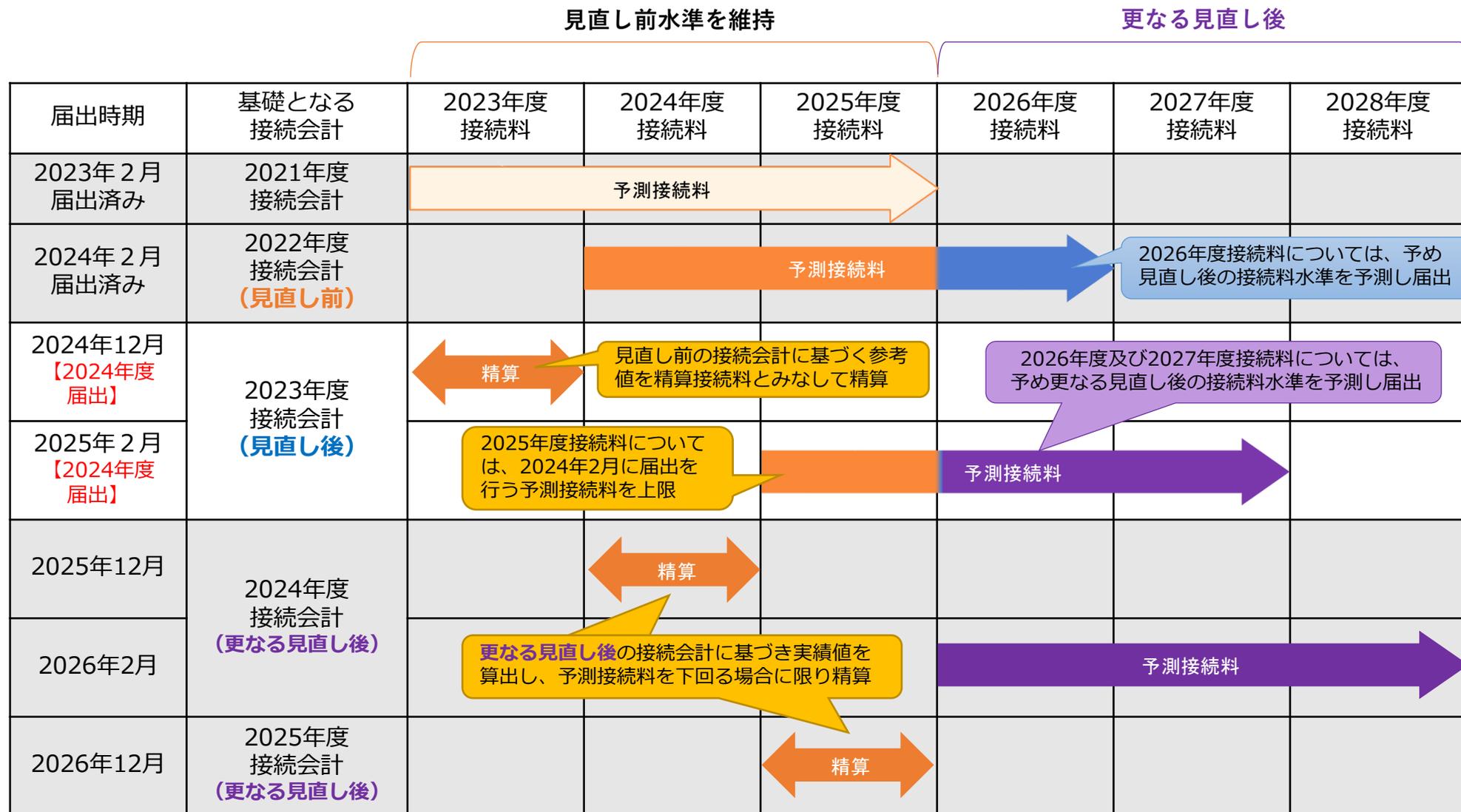
# (参考) 接続料の算定及び精算のスケジュールと費用配賦見直し

- ◆ 費用配賦見直しは2023年度接続会計から適用。今般の検証の対象である2024年度届出接続料は、費用配賦見直し後の2023年度接続会計における費用の額を基礎として算定しており、費用配賦見直しが反映されている。
- ◆ ただし、データ伝送交換接続料（回線容量単位接続料及び回線数単位接続料）については、費用配賦見直しの激変緩和措置により、費用配賦見直し前の水準を維持するため、2023年度の精算接続料は見直し前の接続会計の参考値により算定し、2025年度の予測接続料は見直し前の予測接続料を上限としている。また、2024年度接続会計において更なる見直しを行うところ、2026年度及び2027年度の予測接続料については、予め更なる見直し後の接続料水準を予測し算定している。



# (参考)費用配賦見直しにおける更なる見直しとデータ接続料との関係

- ◆ 費用配賦の更なる見直しと、接続会計及びデータ接続料との関係は以下のとおり。
- ◆ MVNOの予見性を確保する観点から、2024年度に届出が行われた2025～2027年度の予測接続料のうち、2026年度及び2027年度接続料については、予め更なる見直し後の接続料水準を予測している。



- ◆ 研究会第89回会合における議論を踏まえ、総務省からMNO 3社に対し、2024年度以降の予測接続料の届出においては、少なくとも2026年度接続料から、4G・5G(NSA方式)と5G(SA方式)を一体とした算定とすることを要請している。

## 考え方

### (前提)

- ◆ 4G・5G(NSA方式)及び5G(SA方式)に係る接続料を一体として算定する場合、5G(SA方式)に係る設備投資により原価が増加することで、接続料が上昇する可能性がある。また、4G・5G(NSA方式)と5G(SA方式)の接続料を別々に算定する場合、需要の大部分を占めるMNOの利用者が5G(SA方式)に移行することにより、4G・5G(NSA方式)の需要が減少し、4G・5G(NSA方式)の接続料が上昇する可能性があり、特に予測接続料については、MNOの需要の予測方法が接続料水準に大きく影響する可能性がある。

### (試算結果)

- ◆ 今般のMNO各社によるデータ接続料(回線容量単位接続料)の試算結果は、少なくとも**2026年度接続料においては**、3社とも、原価全体に占める5G(SA方式)の割合を、需要全体に占める5G(SA方式)の割合が上回り、4G・5G(NSA方式)のみ接続料と比べて**5G(SA方式)を一体として算定する接続料の水準が低額**となる結果となった。

具体的には、①**5G(SA方式)に係る原価及び需要が早期に拡大**すると予測する事業者においては、2024年度接続料から、4G・5G(NSA方式)のみ接続料と5G(SA方式)を一体として算定する接続料が同額、又は、5G(SA方式)を一体として算定する接続料の水準が低額となっている一方、②**5G(SA方式)に係る原価及び需要が当面は僅少**と予測する一部の事業者においては、2024年度接続料及び2025年度接続料は、4G・5G(NSA方式)のみ接続料と比べて5G(SA方式)を一体として算定する接続料の水準が高額(ただし、接続料の水準差は小さい)となっている。①、②いずれの事業者においても、2026年度接続料においては、5G(SA方式)を一体として算定する接続料の水準が低額となっている。

- ◆ なお、データ接続料(回線数単位接続料)の試算結果については、4G・5G(NSA方式)のみ接続料と5G(SA方式)を一体として算定する接続料で大きな水準差が存在しない結果となっている。

### (試算結果を踏まえた考え方)

- ◆ 試算の結果、少なくとも回線容量単位接続料については、接続料水準の大幅な上昇等といった特段の問題が生じない見込みとなっている。また、2026年度接続料においては、4G・5G(NSA方式)のみ接続料と比べて5G(SA方式)を一体として算定する接続料の水準が低額となっていることから、仮に、5G(SA方式)導入意向がなく4G・5G(NSA方式)のみで十分だというMVNOが存在する場合であっても、一体算定が望ましいと考えられる。
- ◆ 以上の点及びデータ接続料について費用配賦見直しの激変緩和措置が2024年度・2025年度接続料に適用されることを踏まえれば、**少なくとも2026年度予測接続料から4G・5G(NSA方式)と5G(SA方式)を一体とした算定を共通的な考え方とすることが適当**である。
- ◆ ついては、総務省において、**MNO 3社に対し、今年度以降の予測接続料の届出においては、少なくとも2026年度接続料から、4G・5G(NSA方式)と5G(SA方式)を一体とした算定とすることを要請することが適当**である。

- ◆ 考え方を踏まえ、「接続料算定における5G(SA方式)に係る費用及び需要の扱いについて」(令和6年11月14日総基料第191号)を各社に発出。

- ◆ 2024年度に届出のあった接続料は以下のとおり。
- ◆ 回線容量単位接続料及び回線数単位接続料については、費用配賦見直しの激変緩和措置により、費用配賦見直し前の水準を維持するため、2023年度の精算接続料は見直し前の接続会計の参考値により算定し、2025年度の予測接続料は見直し前の予測接続料を上限としている。また、2026年度及び2027年度の予測接続料は費用配賦見直しの更なる見直し後の接続料水準を予測し算定している。

## (1) データ伝送交換機能

### ①回線容量単位接続料

(10Mbps・月当たり)

	NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー・UQ	ソフトバンク・WCP
[精算接続料] 2023年度 (参考)激変緩和措置適用前	15.0万円 15.8万円	12.2万円	10.7万円
[予測接続料] 2025年度 (参考)激変緩和措置適用前	10.8万円 11.0万円	10.1万円	8.9万円
2026年度	10.3万円	11.3万円	10.2万円
2027年度	9.0万円	10.4万円	9.9万円

### ②回線数単位接続料

(1回線・月当たり)

	NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー・UQ	ソフトバンク・WCP
[精算接続料] 2023年度 (参考)激変緩和措置適用前	65円 67円	70円	90円
[予測接続料] 2025年度 (参考)激変緩和措置適用前	61円 64円	64円	84円
2026年度	62円	63円	87円
2027年度	59円	61円	85円

### ③SIMカード枚数単位接続料

(1枚当たり)

	NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー・UQ	ソフトバンク・WCP
2024年度届出接続料	232円	159円	157円

- ◆ 2024年度に届出のあった接続料（2024年度接続料の精算に利用し、2025年度に暫定適用する接続料）は以下のとおり。
- ◆ 音声伝送交換機能に係る接続料について、2024年度届出接続料は、費用配賦見直しの激変緩和措置により、音声伝送交換機能の接続料原価に、費用配賦見直しにより増加するデータ伝送交換機能の接続料原価の2分の1を上限として加算することを認めている。

## (2) 音声伝送交換機能

	(1秒当たり)		
	NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー	ソフトバンク
2024年度届出接続料 (参考)激変緩和措置適用前	<b>0.045645円</b>	<b>0.048963円</b>	<b>0.054571円</b>
(参考)3分当たり 激変緩和措置適用前	8.21円	8.81円	9.82円

## (3) MNP転送機能

	(1秒当たり)		
	NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー	ソフトバンク
2024年度届出接続料	<b>0.010110円</b>	<b>0.0061787円</b>	<b>0.009386円</b>

## (4) SMS伝送交換機能

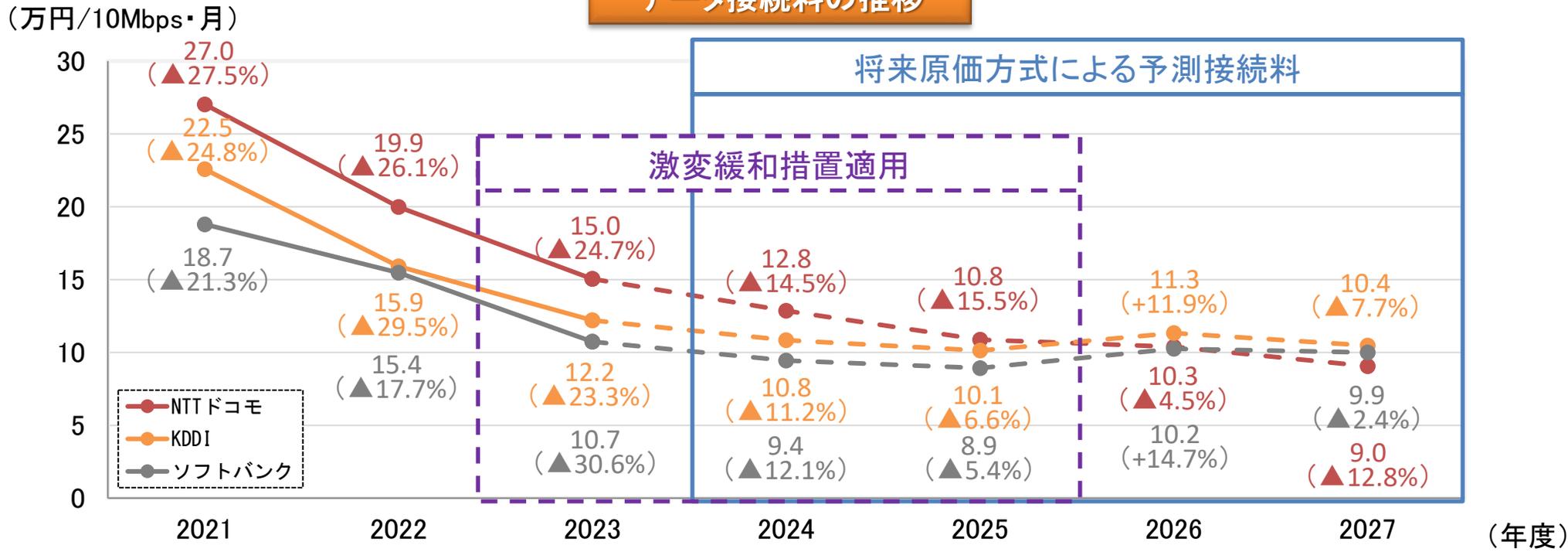
	(1通信当たり)		
	NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー	ソフトバンク
2024年度届出接続料	<b>0.28463円</b>	<b>0.37543円</b>	<b>0.484331円</b>

## **2. 接続料の推移**

# データ接続料(回線容量単位接続料)の推移(3社比較)

- ◆ データ接続料については、「実績原価方式」により2023年度の精算接続料が、合理的な予測に基づく「将来原価方式」により、2025年度から2027年度までの接続料がそれぞれ算定されている。
- ◆ 費用配賦見直しの激変緩和措置により、費用配賦見直し前の水準を維持するため、2023年度の精算接続料は見直し前の接続会計の参考値により算定し、2025年度の予測接続料は見直し前の予測接続料を上限としている。また、2026年度及び2027年度の予測接続料は費用配賦見直しの更なる見直し後の接続料水準を予測し算定している。
- ◆ 今般の届出によると、接続料は、**2025年度までは各社とも引き続き低減傾向、2026年度は費用配賦見直しの影響もあり一部事業者で上昇するが、2027年度は各社とも再び低減傾向となる見込み。**

## データ接続料の推移



※ 2023年度までの値は、原価、利潤及び需要の各年度実績に基づく「実績原価方式」により算定された精算接続料。  
 ※ 2024年度の値は2024年2月に届出された予測接続料。  
 ※ 括弧内は対前年度増減率。

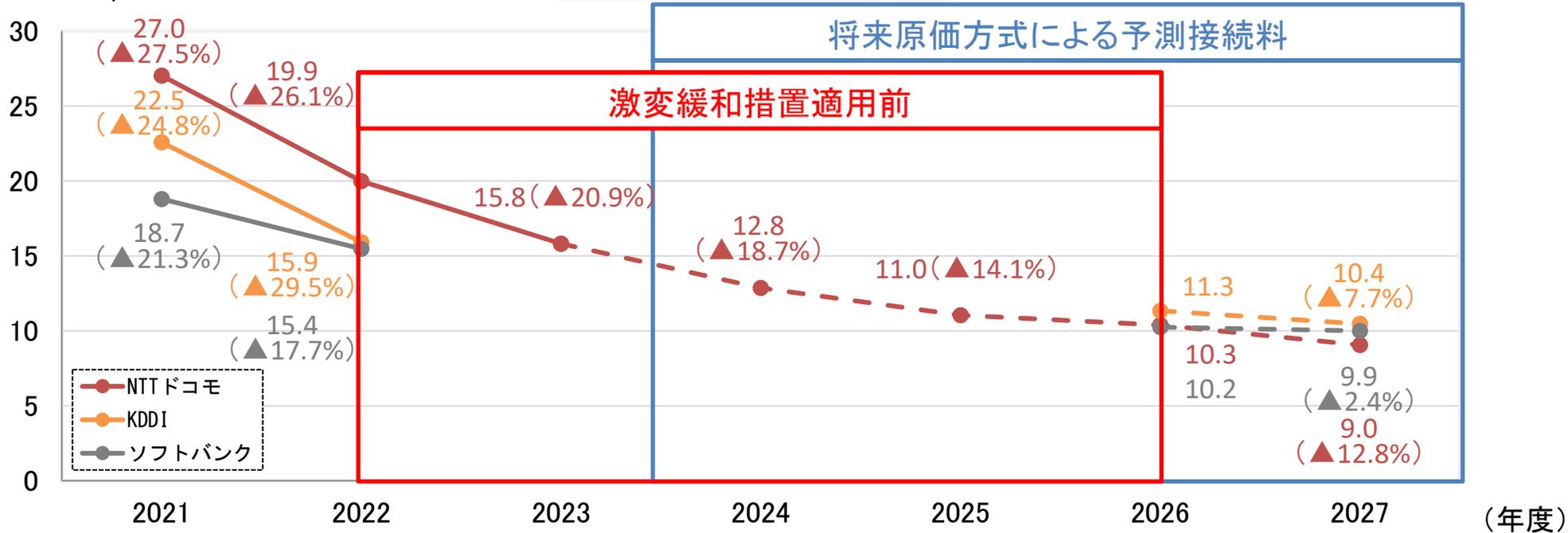
(参考)データ接続料の算定方法

$$\text{接続料単価} \leq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要(回線容量)}}$$

- ◆ データ接続料については、「実績原価方式」により2023年度の精算接続料が、合理的な予測に基づく「将来原価方式」により、2025年度から2027年度までの接続料がそれぞれ算定されている。
- ◆ 費用配賦見直しの激変緩和措置により、費用配賦見直し前の水準を維持するため、2023年度の精算接続料は見直し前の接続会計の参考値により算定し、2025年度の予測接続料は見直し前の予測接続料を上限としている。また、2026年度及び2027年度の予測接続料は費用配賦見直しの更なる見直し後の接続料水準を予測し算定している。
- ◆ 今般の届出によると、接続料は、**2025年度までは各社とも引き続き低減傾向、2026年度は費用配賦見直しの影響もあり一部事業者で上昇するが、2027年度は各社とも再び低減傾向となる見込み。**

データ接続料の推移

(万円/10Mbps・月)



- ※ 2023年度までの値は、原価、利潤及び需要の各年度実績に基づく「実績原価方式」により算定された精算接続料。
- ※ 2024年度の値は2024年2月に届出された予測接続料。
- ※ 括弧内は対前年度増減率。

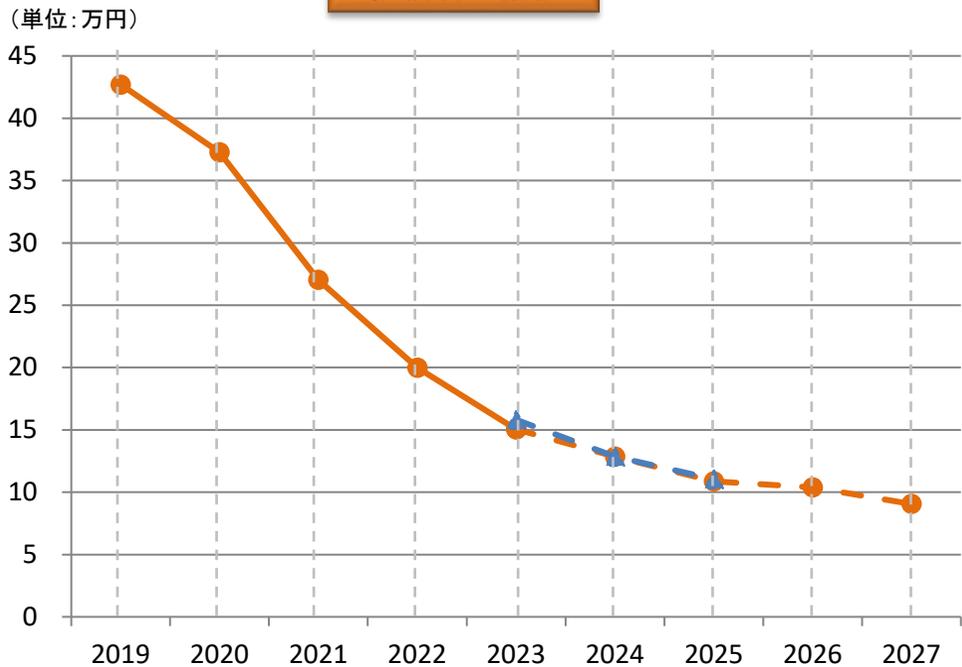
(参考)データ接続料の算定方法

$$\text{接続料単価} \leq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要(回線容量)}}$$

◆ NTTドコモの接続料は、2027年度まで低減が続く見込み。

◆ NTTドコモは、従前より4G・5G（NSA方式）及び5G（SA方式）を一体として算定。

## 接続料の推移



←激変緩和措置適用期間→ (10Mbps当たり・月額)

年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
接続料 (万円)	42.7	37.2	27.0	19.9	15.0	12.8	10.8	—	—
	費用配賦見直し後→				15.8		11.0	10.3	9.0
					(▲20.9%)		(▲14.1%)	(▲6.0%)	(▲12.8%)

(参考) 激変緩和措置適用前

※ 2023年度までの値は実績原価方式により算定された精算接続料。  
2024年度の値は2024年2月に届出された予測接続料。  
括弧内は対前年度増減率。

## 原価、利潤及び需要の推移

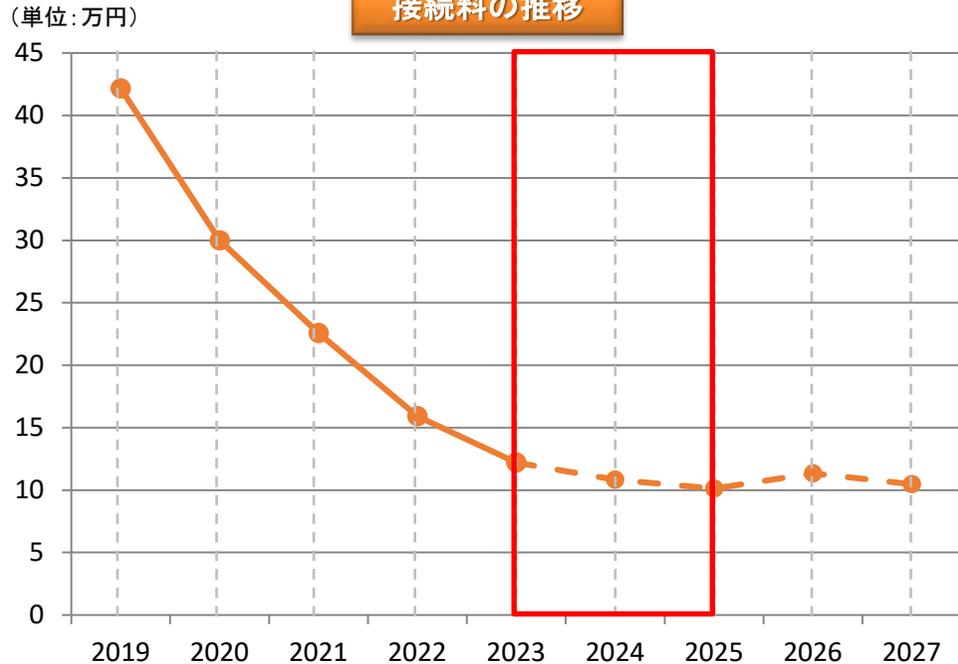


年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
原価 (億円)									
利潤 (億円)									
需要 (Gbps)									

◆ KDDIの接続料は、激変緩和措置により2025年度まで低減が続くが、2026年度に上昇、2027年度に再び低減する見込み。

◆ KDDIは、従前は4G・5G(NSA方式)のみの接続料を算定していたが、今般届出のあった2025年度から2027年度の接続料については4G・5G(NSA方式)及び5G(SA方式)を一体として算定。また、2020年度以降については、グループの全国BWA事業者(UQ)と共同で算定。

接続料の推移



原価、利潤及び需要の推移



←激変緩和措置適用期間→ (10Mbps当たり・月額)

年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
接続料(万円)	42.1	29.9	22.5	15.9	12.2	10.8	10.1	—	—
		(▲28.8%)	(▲24.8%)	(▲29.5%)	(▲23.3%)	(▲11.2%)	(▲6.6%)	—	—
		費用配賦見直し後→						11.3	10.4
								(+11.9%)	(▲7.7%)

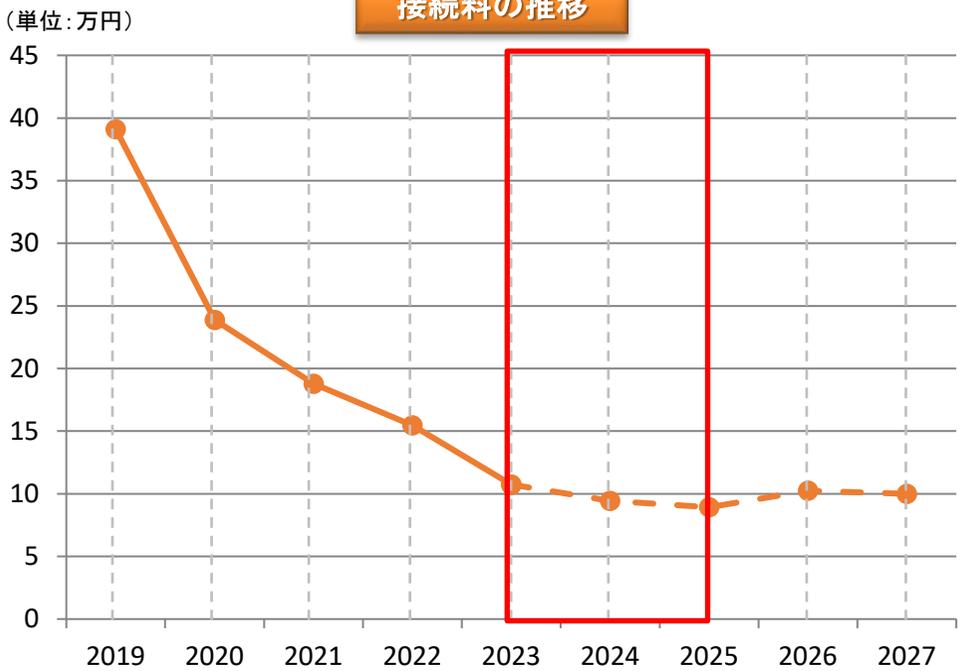
(参考) 激変緩和措置適用前

※ 2023年度までの値は実績原価方式により算定された精算接続料。  
2024年度の値は2024年2月に届出された予測接続料。  
括弧内は対前年度増減率。

年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
原価(億円)									
利潤(億円)									
需要(Gbps)									

- ◆ ソフトバンクの接続料は、激変緩和措置により2025年度まで低減が続くが、2026年度に上昇、2027年度はやや低減する見込み。
- ◆ ソフトバンクは、従前は4G・5G(NSA方式)のみの接続料を算定していたが、今般届出のあった2026年度及び2027年度の接続料については4G・5G(NSA方式)及び5G(SA方式)を一体として算定。また、2020年度以降については、グループの全国BWA事業者(WCP)と共同で算定。

接続料の推移



原価、利潤及び需要の推移



年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
接続料 (万円)	39.1	23.8	18.7	15.4	10.7	9.4	8.9	—	—
増減率	—	(▲19.6%)	(▲21.3%)	(▲17.7%)	(▲30.6%)	(▲12.1%)	(▲5.4%)	—	—
費用配賦見直し後→								10.2	9.9
増減率								(+14.7%)	(▲2.4%)

(参考) 激変緩和措置適用前

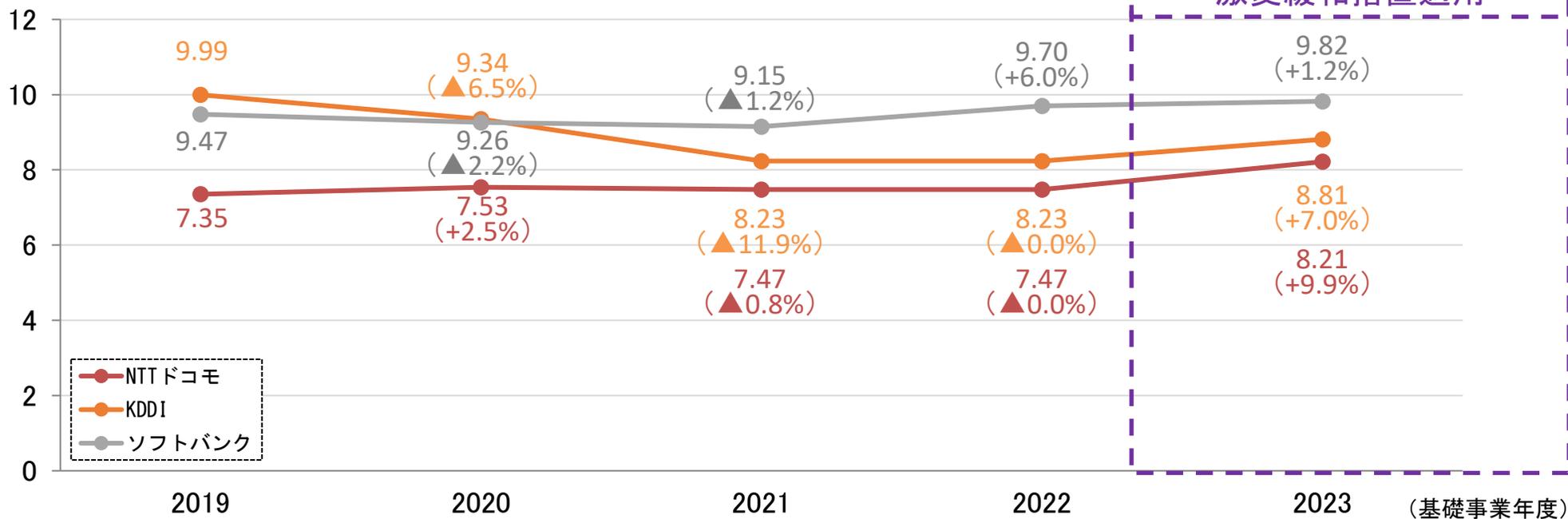
※ 2023年度までの値は実績原価方式により算定された精算接続料。  
 2024年度の値は2024年2月に届出された予測接続料。  
 括弧内は対前年度増減率。

年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
原価 (億円)									
利潤 (億円)									
需要 (Gbps)									

- ◆ 音声接続料については、2023年度を基礎事業年度とし、実績原価方式により、2024年度届出接続料（2024年度接続料の精算に利用し、2025年度に暫定適用する接続料）を算定。
- ◆ 接続料は引き続き横ばい傾向だが、**2024年度届出接続料はやや上昇**。
- ◆ 2024年度届出接続料は、費用配賦見直しの激変緩和措置により、音声伝送交換機能の接続料原価に、費用配賦見直しにより増加するデータ伝送交換機能の接続料原価の2分の1を上限として加算することを認めている。

## 音声接続料の推移

(円/3分)



激変緩和措置適用

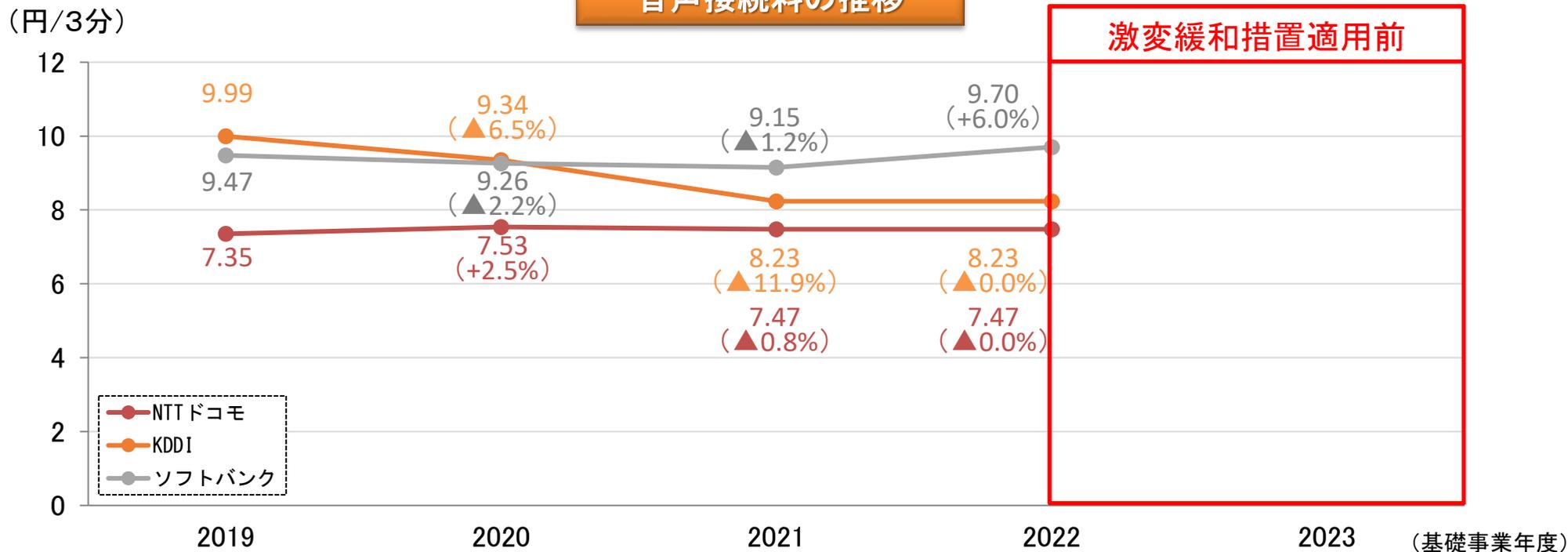
(参考) 音声接続料の算定方法

$$\text{接続料単価} \leq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要[秒]}}$$

※ 括弧内は対前年度増減率。

- ◆ 音声接続料については、2023年度を基礎事業年度とし、実績原価方式により、2024年度届出接続料（2024年度接続料の精算に利用し、2025年度に暫定適用する接続料）を算定。
- ◆ 接続料は引き続き横ばい傾向だが、**2024年度届出接続料はやや上昇**。
- ◆ 2024年度届出接続料は、費用配賦見直しの激変緩和措置により、音声伝送交換機能の接続料原価に、費用配賦見直しにより増加するデータ伝送交換機能の接続料原価の2分の1を上限として加算することを認めている。

音声接続料の推移



激変緩和措置適用前

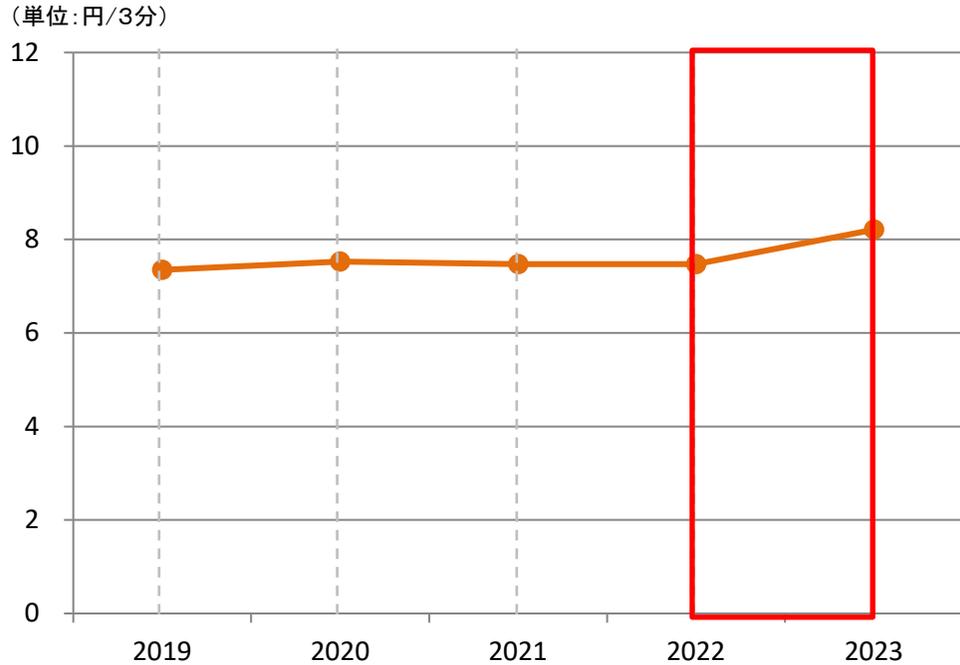
(参考) 音声接続料の算定方法

$$\text{接続料単価} \leq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要[秒]}}$$

※ 括弧内は対前年度増減率。

◆ NTTドコモの接続料は、2023年度届出接続料までは横ばい傾向。**2024年度届出接続料はやや上昇。**

接続料の推移



原価、利潤及び需要の推移



基礎事業年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
接続料 (円/3分)	7.35	7.53 (+2.5%)	7.47 (▲0.8%)	7.47 (▲0.0%)	8.21 (+9.9%)
			費用配賦見直し後→		

(参考)  
激変緩和措置  
適用前

[Red Box]

基礎事業年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
原価 (億円)					
利潤 (億円)					
需要 (百億秒)					

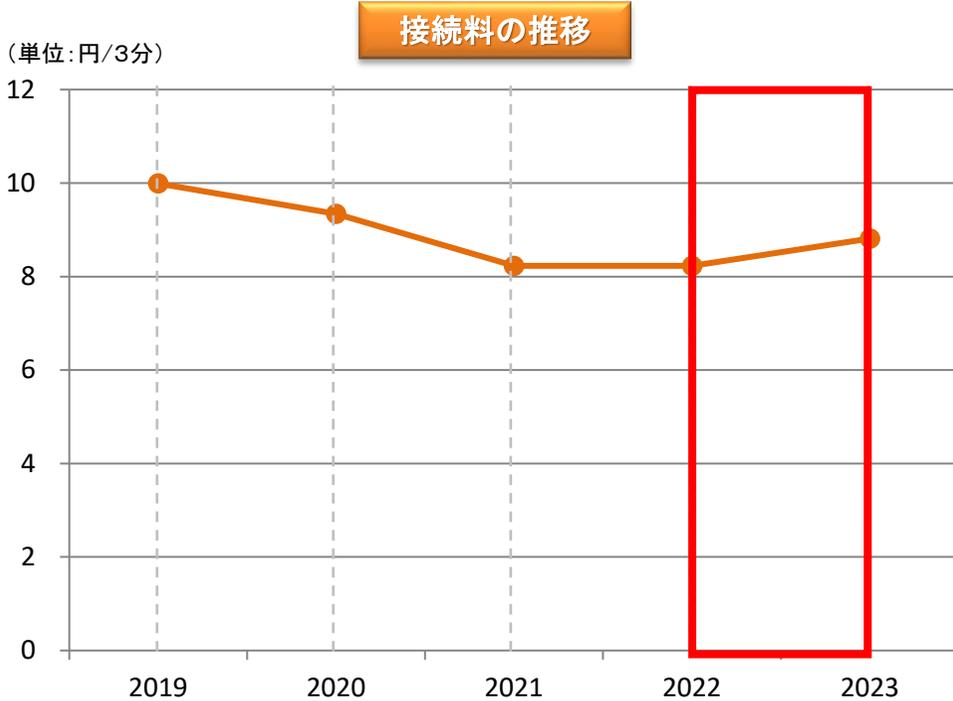
激変緩和措置  
による原価の  
加算額

[Red Box]

※ 括弧内は対前年度増減率。

[Red Box]

◆ KDDIの接続料は、2023年度届出接続料までは低減傾向。2024年度届出接続料はやや上昇。



基礎事業年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
接続料 (円/3分)	9.99	9.34 (▲6.5%)	8.23 (▲11.9%)	8.23 (-)	8.81 (+7.0%)

(参考)  
激変緩和措置  
適用前

費用配賦見直し後→

※ 括弧内は対前年度増減率。

## 原価、利潤及び需要の推移

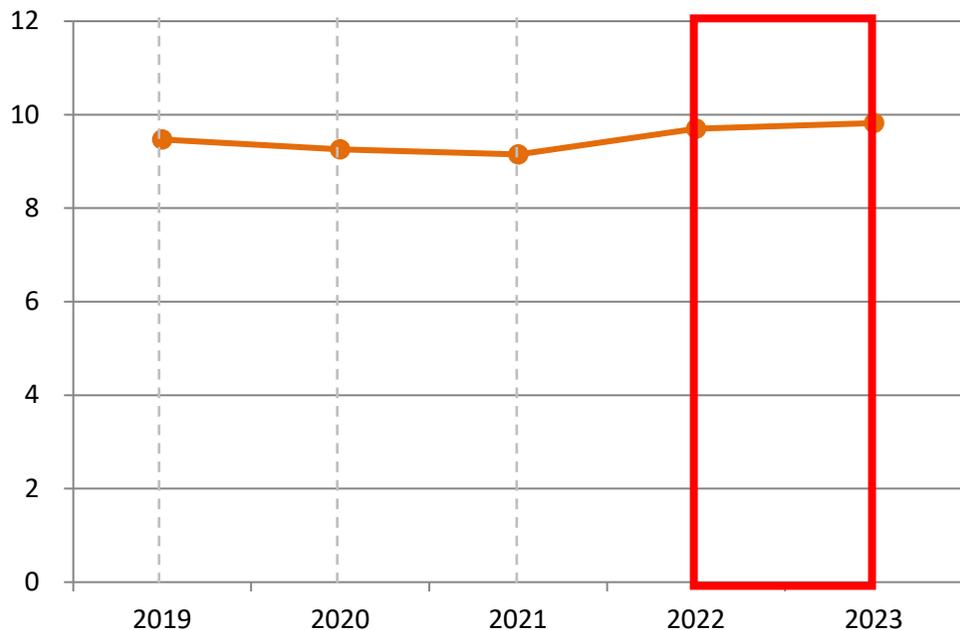
基礎事業年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
原価 (億円)					
利潤 (億円)					
需要 (百億秒)					

激変緩和措置  
による原価の  
加算額

◆ ソフトバンクの接続料は、2023年度届出接続料までは低減傾向。2024年度届出接続料はやや上昇。

接続料の推移

(単位:円/3分)



基礎事業年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
接続料 (円/3分)	9.47	9.26 (▲2.2%)	9.15 (▲1.2%)	9.70 (+6.0%)	9.82 (+1.2%)

(参考)  
激変緩和措置  
適用前



※ 括弧内は対前年度増減率。

原価、利潤及び需要の推移



基礎事業年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
原価 (億円)					
利潤 (億円)					
需要 (百億秒)					

激変緩和措置  
による原価の  
加算額



### **3. モバイル接続料の費用配賦**

## ◆検討項目

### ○ 接続会計における費用配賦見直し結果

令和6年6月末に各社から費用配賦見直し後の令和5年度接続会計が提出・公表されたところ、接続会計における費用配賦見直し結果について検証を行ったもの。具体的には、各社の固定資産及び営業費用の配賦基準及び配賦結果について確認し、以下の点について検討を行った。

#### (1) 固定資産価額比の算出

- ・ 無形固定資産に係る取得価額（総額）
- ・ 空中線設備の扱い
- ・ 無形固定資産（周波数移行費用及びブランド使用权等）の扱い

#### (2) 営業費用の配賦

- ・ コロケーション費用等の扱い
- ・ 試験研究費の配賦基準
- ・ 通信設備使用料及び試験研究費の内訳

#### (3) その他

- ・ 音声接続料における5G（SA）資産、費用の扱い
- ・ レートベースにおける正味固定資産価額及び激変緩和措置の計算方法

## ◆開催状況

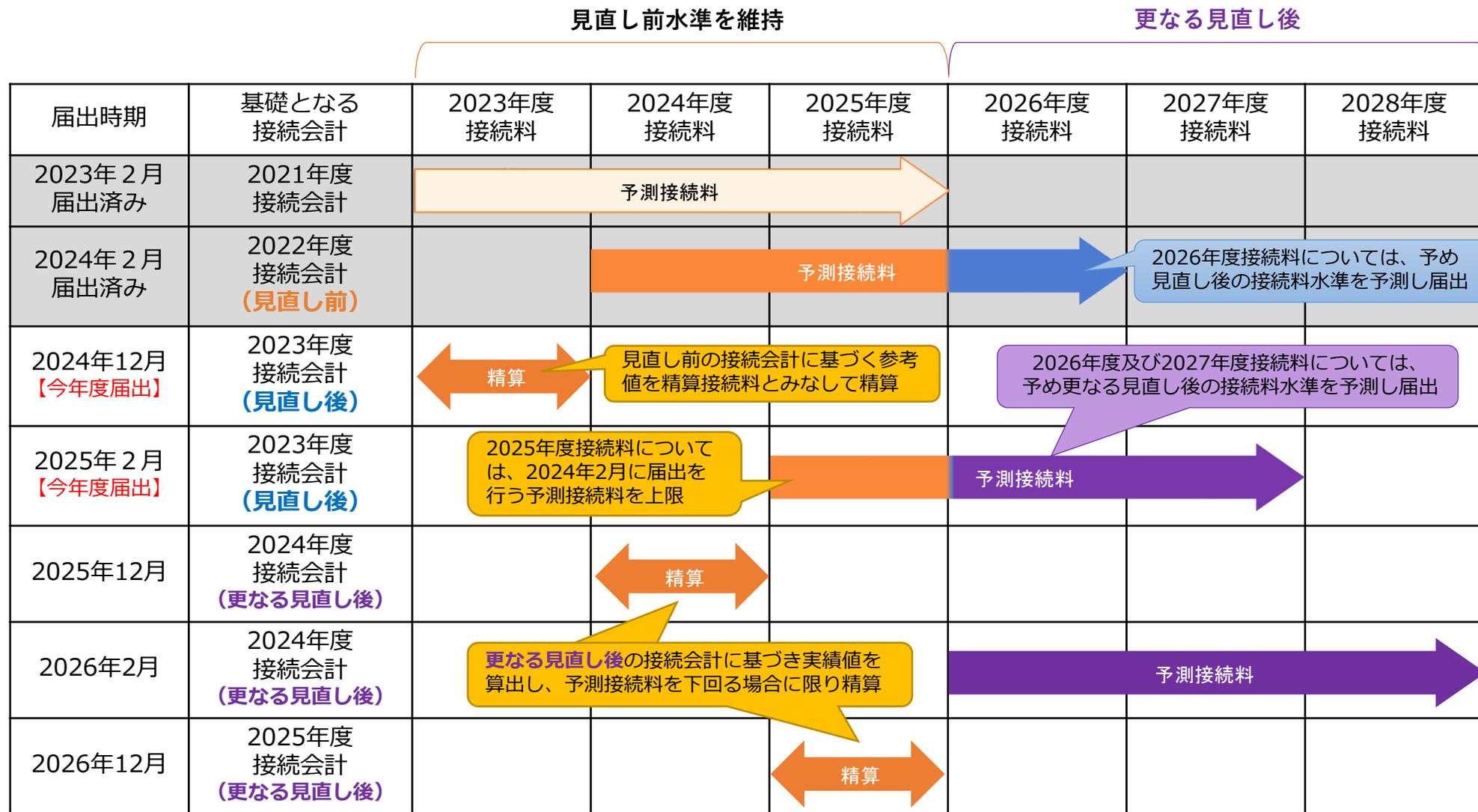
会合	議題
第1回～第3回 (令和5年11月～令和6年2月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モバイル接続料費用配賦の現状及び見直しについて</li> <li>・ 見直し適用時期及び激変緩和措置について 等</li> </ul>
第4回 (令和6年11月6日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続会計における費用配賦見直し結果について</li> </ul>
第5回 (令和6年12月13日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続会計における費用配賦見直し結果について</li> <li>・ 接続会計における費用配賦見直しの検証結果（本ワーキンググループにおける検討結果）について</li> </ul>

- ◆**構成員**
- |        |       |                        |
|--------|-------|------------------------|
| (主査)   | 相田 仁  | 東京大学特命教授               |
| (主査代理) | 関口 博正 | 神奈川大学 経営学部 教授          |
|        | 高橋 賢  | 横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授 |

➤ 接続会計における費用配賦見直しについて、本WGで検証した結果の概要は以下のとおり。

項目	検証結果	実施時期
1 固定資産 価額比の算 出	<ul style="list-style-type: none"> <li>接続会計の配賦整理書の別表の注記等の形で、<b>無形固定資産の取得価額（総額）</b>及び有形・無形固定資産合計の取得価額を含む、固定資産取得価額比の計算方法の記載（非公表）を求めることが適当。</li> </ul>	令和6年度中を目処に接続会計規則を改正し、令和6年度接続会計から適用
	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>空中線設備</b>について、各社の「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合やその影響等について引き続き注視するとともに、令和6年度届出接続料の水準等も確認しつつ、今後の配賦方法について引き続き検討することが適当。</li> </ul>	継続検討。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>各社においては、令和6年度接続会計以降は、フィーダーについてはトラヒック比、フィーダーラック、架台・支持柱・取付金具については回線数比で配賦をするよう、見直しを進めていくことが適当。</li> </ul>	令和6年度中を目処にMVNOガイドラインを改定し、令和6年度接続会計から適用
	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>周波数移行費用</b>を無形固定資産に計上する場合には、固定資産価額比で配賦することが適当。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>インフラシェアリングで他社が建設・設置した鉄塔・アンテナ等を利用する場合の<b>設備使用权</b>についても、無形固定資産に計上する場合には固定資産価額比で配賦することが適当。なお、設備使用权については、今後新リース会計基準が適用される場合には、<b>使用权資産</b>の扱いと合わせて改めて検討することが適当。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li><b>ブランド使用权や商標権、意匠権等</b>の無形固定資産については、固定資産価額比で配賦することが適当。</li> </ul>		
2 営業費用 の配賦	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄塔使用料、管路使用料、電柱添架料、コロケーション費用等の扱いについては、鉄塔使用料、管路使用料及び電柱添架料は通信設備使用料（回線数比）、コロケーション費用のうち土地・建物及び電気料は施設保全費（固定資産取得価額比）、コロケーション費用のうち電力設備使用料及び空調設備使用料は通信設備使用料（NW資産額比）とする方向でそれぞれ見直すことが適当。</li> </ul>	令和6年度中を目処にMVNOガイドラインを改定し、令和6年度接続会計から適用
	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>試験研究費</b>のうち、特定の資産やサービスへの帰属が明確なものについては、固定資産取得価額比で配賦することが適当。</li> </ul>	
3 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>通信設備使用料</b>について、接続会計の配賦整理書の移動電気通信役務費用整理表において記載を求めることが適当。<b>試験研究費</b>の内訳等については、総務省において、必要に応じてその内容を事業者を確認することが適当。</li> </ul>	令和6年度中を目処に接続会計規則を改正し、令和6年度接続会計から適用
	<ul style="list-style-type: none"> <li>KDDI及びソフトバンクについては、接続会計の提出後にネットワーク資産額比の算出に他社と異なる部分が確認されたため、本WGでは修正後の数字を記載。実際の接続料算定においても、修正後の数字を用いて算出することが適当。</li> <li>音声接続料における5G（SA方式）の資産、費用の扱いについて、一部事業者において5GC及びNR基地局（gNB）の音声に相当する費用を音声接続料原価から控除しているが、当該控除は行わず、音声接続料原価に算入することが適当。</li> <li>令和6年度届出接続料における利潤の算定に当たり、レートベースにおける正味固定資産価額は令和5年度期末の固定資産価額のみを用いることが適当。また、激変緩和措置の原価戻しに係る利潤の算入は認めず、原価戻しを行う場合には、音声接続料原価総額を各階梯に整理した結果の比率によって、データ接続料原価相当額を各階梯の音声接続料に戻すことが適当。</li> </ul>	

- 更なる見直しと、接続会計及びデータ接続料との関係は以下のとおり。
- MVNOの予見性を確保する観点から、今次届出が行われる2025～2027年度の予測接続料のうち、2026年度及び2027年度接続料については、予め更なる見直し後の接続料水準を予測し、届出を行うことが適当である。



## 4. 予測値の算定方法

- ◆ 各種接続料のうち、データ接続料（回線容量単位接続料）については、MVNOにおける予見性を確保し、キャッシュフロー負担軽減を図るとともに、公正競争を確保するため、合理的な予測に基づく「将来原価方式」による算定方式を採用。
- ◆ 「将来原価方式」においては、①接続料の原価である「**設備管理運営費**」、②利潤算定に用いるレートベースの大部分を占める「**正味固定資産**」、③「**需要**」のそれぞれについて**合理的な将来予測を行う**こととしている。

## ■研究会におけるこれまでの議論

- ◆ 研究会第8次報告書では、以下の点について議論。
  - 費用配賦見直しに対応した予測値の算定  
2024年度届出からは、費用配賦見直し後の2023年度接続会計を基礎とした算定が行われるところ、今後の「設備管理運営費」、「正味固定資産価額」の予測値の算定に当たっては、費用配賦見直しに対応した予測となるよう、**必要に応じて算定方法を見直す**ことが適当。
  - 予測値と実績値の乖離の検証  
予測値と実績値の「乖離が生じた理由」については、算定根拠において、予測値と実績値に乖離が生じた理由を具体的に記載することとされているが、当該理由による乖離が、原価、利潤又は需要の乖離にどの程度影響を与えているかといった**定量的な説明についても記載**することが適当である。その上で、同一の要因により大きな乖離が継続的に生じていること等が確認される場合には、**予測値の算定式やパラメータ設定の考え方に問題がないか重点的に検証**を行うことが適当。
  - MVNOへの情報開示  
「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」に関するMVNOへの情報開示については、**今後も積極的な情報開示が必要**であり、**引き続きMNOによる情報開示状況を確認**することが適当。

## ■研究会における本年度の議論の方向性

- ◆ 研究会第8次報告書において指摘された各論点について、**MNOにおける進捗状況を確認**するとともに、**算定方法を更に精緻化すべき点がないか検討**する。
- ◆ なお、予測値と実績値の乖離の検証に当たっては、各社の2023年度接続料について予測値と実績値を比較することとなるが、2023年2月の予測接続料の届出の時点で費用配賦見直しの結果を予測することは困難であるため、実績値については、費用配賦見直しの激変緩和措置により費用配賦見直し前の水準を維持するため、見直し前の接続会計の参考値により算定した精算接続料を用いることとする。

## <費用配賦見直しに対応した予測値の算定>

- ◆ 「設備管理運営費」、「正味固定資産価額」及び「需要」の予測値の算定について、各社とも、費用配賦見直し後の2023年度接続会計を基礎とすることにより、原価に費用配賦見直しが反映されているほか、少なくとも2026年度接続料から、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定を行うことを踏まえたものとなっているが、予測の方法としては従前と同様の考え方にに基づき算定が行われている。

## <予測値と実績値の乖離の検証>

- ◆ 「予測値と実績値の差異」について、各社の2023年度接続料について予測値と実績値（費用配賦見直しの激変緩和措置により、費用配賦見直し前の水準を維持するため、見直し前の接続会計の参考値により算定した精算接続料）を比較した結果、一部の事業者において、一定の乖離が存在しているが、2022年度接続料における乖離よりは乖離幅が小さくなっており、同一の要因により継続的に大きな乖離が生じている状況ではないことが確認された。なお、「予測値と予測値の差異」については、2022年度予測値と2023年度予測値の間では、2025年度接続料について、費用配賦見直しの激変緩和措置により費用配賦見直し前の予測接続料を上限としているため乖離は発生していないが、2026年度接続料及び2027年度接続料については、予測年度により、費用配賦見直しの更なる見直しの有無、5G（SA方式）を一体的に算定するかどうか異なるため、単純比較が難しい。

## <MVNOへの情報開示>

- ◆ MVNOへの情報開示については、一部の事業者においては、MVNOに対して、「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」に加え、費用配賦見直しの激変緩和措置が適用されない場合の接続料水準等についても一定の情報開示が行われている。また、他の事業者においても、MVNOから要望があった場合には対応を行うとしている。



## 研究会における論点

- ◆ 次回、2025年度届出における「設備管理運営費」、「正味固定資産価額」及び「需要」の予測値の算定に当たっては、引き続き、費用配賦見直し及び4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定に対応した予測とすることが適当ではないか。
- ◆ 「予測値と実績値の差異」について、次回、2025年度届出に当たっては、費用配賦見直しの激変緩和措置により「予測値と実績値の差異」についての検証が困難（2024年度接続料の実績値が予測接続料を下回らない場合には予測接続料が上限となり、差異が発生しない）となることが予想されるが、次々回、2026年度届出に当たっては、再び検証が可能となる。現時点において、同一の要因により大きな乖離が継続的に生じているような状況は確認できないが、MVNOにおいては、パラメータ設定の考え方を含め、予測値の算定方法について引き続き検討することが適当ではないか。
- ◆ MVNOへの情報開示については、「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」に加え、費用配賦見直しの激変緩和措置が適用されない場合の接続料水準等について、引き続きMVNOによる情報開示状況を確認することが適当ではないか。

# 論点①: 予測値の精緻化

## 論点

- ◆ 次回、2025年度届出における「設備管理運営費」、「正味固定資産価額」及び「需要」の予測値の算定に当たっては、引き続き、費用配賦見直し及び4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定に対応した予測とすることが適当ではないか。
- ◆ 「予測値と実績値の差異」について、次回、2025年度届出に当たっては、費用配賦見直しの激変緩和措置により「予測値と実績値の差異」についての検証が困難（2024年度接続料の実績値が予測接続料を下回らない場合には予測接続料が上限となり、差異が発生しない）となることが予想されるが、次々回、2026年度届出に当たっては、再び検証が可能となる。現時点において、同一の要因により大きな乖離が継続的に生じているような状況は確認できないが、MNOにおいては、パラメータ設定の考え方を含め、予測値の算定方法について引き続き検討することが適当ではないか。
- ◆ MVNOへの情報開示については、「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」に加え、費用配賦見直しの激変緩和措置が適用されない場合の接続料水準等について、引き続きMNOによる情報開示状況を確認することが適当ではないか。

## ヒアリング結果

### 1) 費用配賦見直し及び4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定に対応した予測値の算定について

- 当社は、従前より4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体として算定しており、引き続き、費用配賦見直しも踏まえた予測値の算定に対応。【NTTドコモ】
- 引き続き、費用配賦見直し及び4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定に対応した予測とすることが適当。【KDDI】
- 2025年度届出予測接続料について、費用配賦見直し及び4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定に対応する考え。【ソフトバンク】

### 2) 予測値と実績値の乖離の検証について

- 当社は、2020年度算定からトレンドではなく見込みを用いた算定を採用したことで、予測値と実績値の差異は僅少。【NTTドコモ】
- 2023年度精算接続料の乖離率は前年度の乖離率から大きく低減しているが、今後も予測値の更なる精緻化に努めていく考え。【KDDI】
- 2025年度以降の届出に当たり、「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」の要因については、細かな費用項目レベルで乖離要因を確認し、様式第17の4の9へ記載する考え。今後も、「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」を確認し、その要因が一過性のものではない場合、当社はパラメータ設定の考え方に反映していく考え。【ソフトバンク】

## ヒアリング結果

### 3) MVNOへの情報開示について

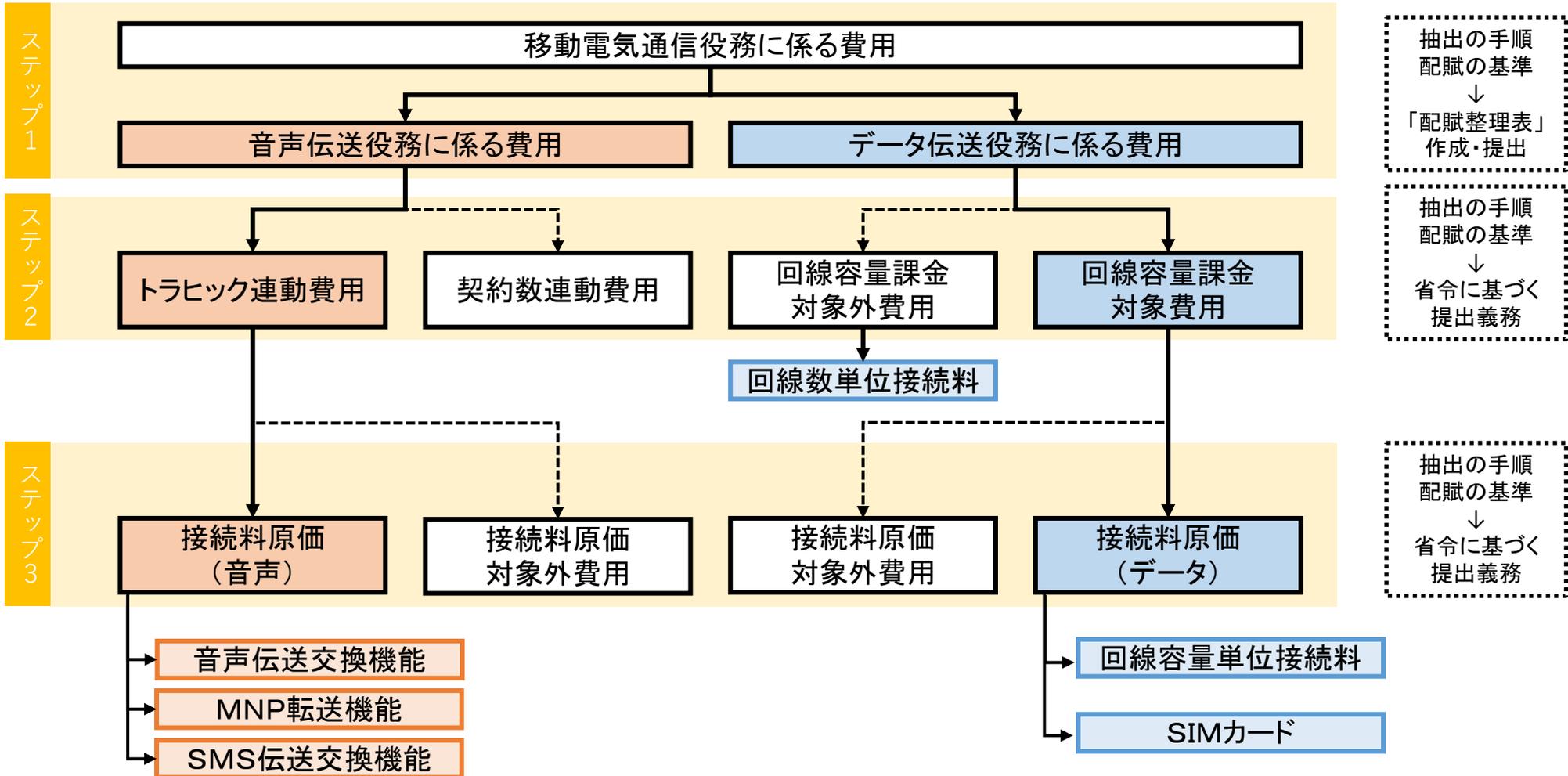
- ▶ 当社は、費用配賦見直しの激変緩和措置が適用されない場合の接続料水準等についても、MVNOに対し、情報提供を実施。加えて、これまで都度申込みのあったMVNOに対して情報提供を行ってきたところ、**MVNOへの更なる情報開示の強化に向けて、都度の申込みが不要となる運用整理を行っている**。MVNOから追加の情報開示の要望等があれば、引き続き必要な情報提供に向けて真摯に取り組む考え。【NTTドコモ】
- ▶ 接続料算定等に関して**MVNOから開示要望をいただいている事項については情報の開示をしている**。今後も御要望を踏まえ、**引き続き情報開示に努めていく**考え。【KDDI】
- ▶ 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」については、昨年に引き続き、総務省殿に届出している算定根拠をベースに、「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」に係る情報も含めて、今年も**2024年度届出に関する情報を積極的に開示**。また、**2024年度届出に関する情報開示について、予測値と実績値の差異等を1月（昨年度は4月）に、予測値と予測値の差異等を4月に開示し、タイムリーな情報提供を実施**。2024年度以降に届出される精算接続料及び予測接続料を見込値及び上限により算定する場合の見直し後の接続会計に基づき算定される接続料水準については、現状、MVNO殿からは問合せを頂いていないが、**御要望があった場合は真摯に対応する**予定。【ソフトバンク】
- ▶ 研究会の報告書にて積極的な情報開示が必要であることとMNOによる情報開示状況を確認することが適当であると結論付けられているところ、一部のMNOからは当該情報の開示がなされている状況であるものの、「MNOごとに開示情報の具体性に差が存在する」、「後年度の予測値にも影響を及ぼすものか判断できない」との声は引き続き上げられており、**MNO各社の開示情報の同等性確保、開示情報の更なる充実が望まれる**。【MVNO委員会】
- ▶ MVNO個社に対して開示されている情報であるため、当委員会にて内容は把握できていないが、前項のような声がMVNOから上がっている現状を踏まえると、MVNOにおける予測値の妥当性の確認や予見可能性の確保には至っていない状況と認識しており、**より踏み込んだ定量的で具体的な情報開示をMNO各社に求めると共に、総務省殿による情報開示状況の確認が必要**。【MVNO委員会】

## 考え方

- ◆ 2025年度以降に届出される予測接続料は、費用配賦見直し後の接続会計を基礎とし、また、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体として算定されることから、**今後の「設備管理運営費」「正味固定資産価額」の予測値の算定に当たっては、引き続き費用配賦見直し及び4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定に対応した予測とすることが適当**である。
- ◆ **予測値と実績値の乖離について**、今年度は昨年度と比べて乖離が小さく、同一の要因により大きな乖離が継続的に生じているような状況は確認できないが、研究会第8次報告書のとおり、同一の要因により大きな乖離が継続的に生じていること等が確認される場合には、予測値の算定式やパラメータ設定の考え方に問題がないか重点的に検証を行うことが適当であり、**引き続き状況を注視することが適当**である（※）。  
※2025年度届出に当たっては、費用配賦見直しの激変緩和措置により「予測値と実績値の差異」についての検証が困難（2024年度接続料の実績値が予測接続料を下回らない場合には予測接続料が上限となり、差異が発生しない）となることが予想されるが、2026年度届出に当たっては再び検証が可能となる。
- ◆ MVNOへの情報開示について、費用配賦見直しの激変緩和措置期間中においては、「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」に加え、MVNOから要望があった場合には、激変緩和措置が適用されない場合の接続料水準等についても説明することが適当である。MNO各社からはMVNOに対して積極的に情報開示を行い、一部MNOにおいては情報開示に係る運用改善が行われているが、MVNOからは開示情報に差が生じており、開示情報を更に充実させることで同等性を確保してほしいとの要望があった。これらを踏まえ、**引き続きMNOによる情報開示状況を確認し、状況を注視することが適当**である。

## 5. 原価

- ◆ **音声/データ接続料の原価は、3ステップ**（ステップ1：音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦、ステップ2：トラヒック連動費用/回線容量課金対象費用の抽出、ステップ3：接続料原価の抽出）**に基づき抽出**される。
- ◆ ステップ1については、第二種指定電気通信設備接続会計規則（以下「二種会計規則」という。）に配賦基準が示されているとともに、二種指定事業者は配賦基準を記載した配賦整理書を作成・提出することとされている。
- ◆ ステップ2、3については、研究会第5次報告書において算定方法の詳細等について総務省へ提出を求めることが適当等とされたことを踏まえ、算定根拠の様式において、配賦・抽出の状況を報告することとされている。



- ◆ 接続料原価は、3ステップに基づき抽出される仕組みとなっている。
- ◆ 各社の接続料原価の構成比率を確認すると、音声/データ接続料に関わらず、一貫して「減価償却費」及び「施設保全費」の占める割合が高い。

## ■研究会におけるこれまでの議論

- ◆ 接続料原価の抽出・配賦プロセスのうち、**ステップ2・3**について、抽出・配賦の考え方が不透明であったため、研究会において累次の議論を実施し、各社の控除率の比較、費用の抽出・配賦基準について総務省への届出対象に追加（省令様式の追加）、抽出・配賦に関する考え方の一貫性について総務省において確認すること等の**明確化を図ってきた**。
- ◆ **ステップ1**の音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦に関しては、研究会第7次報告書において、**音声/データ伝送役務で共用する設備の費用配賦に用いる固定資産価額比について、基本的にはトラフィック比により算出**すること、費用配賦の見直し後の接続料の適用スケジュールの検討の際に、必要があると認められる場合には激変緩和措置等を検討することとされた。また、モバイル接続料費用配賦ワーキンググループにおける検討を踏まえ、研究会第8次報告書において、音声伝送役務及びデータ伝送役務に直課する固定資産、**トラフィック比以外の配賦基準を適用すべき固定資産等について整理**するとともに、**費用配賦見直しは2023年度接続会計から適用すること、激変緩和措置として、2023～2025年度のデータ接続料は費用配賦の見直し前の水準を維持すること等を整理**した。
- ◆ その後、費用配賦見直しを踏まえた2023年度接続会計が提出・公表されたところ、モバイル接続料費用配賦ワーキンググループにおいて接続会計における**費用配賦見直し結果について検証**を行い、**更なる見直し等について、主に以下のとおり整理**した。
  - ・固定資産価額比の算出について、空中線設備において、各社の「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合やその影響等について引き続き注視するとともに、2024年度届出接続料の水準等も確認しつつ、今後の配賦方法について引き続き検討することが適当。
  - ・周波数移行費用を無形固定資産に計上する場合には、固定資産価額比で配賦することが適当。
  - ・ブランド使用权や商標権、意匠権等の無形固定資産については、固定資産価額比で配賦することが適当。
  - ・試験研究費のうち、特定の資産やサービスへの帰属が明確なものについては、固定資産取得価額比で配賦することが適当。

## ■研究会における本年度の議論の方向性

- ◆ ステップ1の音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦に関しては、モバイル接続料費用配賦ワーキンググループにおいて接続会計における費用配賦見直し結果について検証を実施済みだが、2024年度届出接続料の水準等も踏まえて、**更なる見直し等について検討すべき点があるか**、といった観点から引き続き検討を行う。
- ◆ **ステップ2・3**については、研究会のこれまでの議論を通じ、一定の明確化を図ってきたところであり、各社からの届出に基づき、控除が適切に行われているか、**抽出・配賦に関する考え方の一貫性は確保されているか**、といった観点から検証を行う。

## [ステップ1]

- ◆ ステップ1の音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦に関しては、モバイル接続料費用配賦ワーキンググループにおいて接続会計における費用配賦見直し結果について検証を実施済み。

## [ステップ2・3]

- ◆ 原価の抽出・配賦に関する考え方及び方法について、届出に基づいて確認を行ったところ、引き続き各社で記載の粒度が異なる箇所は確認されたものの、各社ともに考え方に大きな変更はなく、一貫性は担保されている。



## 研究会における論点

### [ステップ1]

- ◆ モバイル接続料費用配賦ワーキンググループにおいて接続会計における費用配賦見直し結果について検証を行った結果、特に**空中線設備**について、**各社の「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合やその影響等について引き続き注視するとともに、2024年度届出接続料の水準等も確認しつつ、今後の配賦方法について引き続き検討**することが適当としている。

この点、音声接続料については、各社とも**需要が減少傾向**となっている一方で、原価については、費用配賦見直しを踏まえても、音声/データ間の費用配賦についてトラヒック比によらず回線数比等で配賦する割合が一定程度あることから、**必ずしも需要の減少に連動して原価が減少せず、今後も需要の減少傾向が継続する場合には、音声接続料が上昇傾向となる可能性がある。**

他方、仮に、空中線設備の配賦方法をトラヒック比に見直すような場合には、**データ接続料への影響が想定**されることから、今後の配賦方法についてどう考えるか。

### [ステップ2・3]

- ◆ ステップ2・3については、引き続き毎年度の届出において各社の考え方及び配賦・抽出の状況を確認し、一貫性が担保されていることを確認することが適当ではないか。

## 論点②：原価の適正性確保

### 論点

#### [ステップ1]

- ◆ モバイル接続料費用配賦ワーキンググループにおいて接続会計における費用配賦見直し結果について検証を行った結果、特に**空中線設備**について、**各社の「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合やその影響等について引き続き注視するとともに、2024年度届出接続料の水準等も確認しつつ、今後の配賦方法について引き続き検討**することが適当としている。

この点、音声接続料については、各社とも**需要が減少傾向**となっている一方で、原価については、費用配賦見直しを踏まえても、音声／データ間の費用配賦についてトラフィック比によらず回線数比等で配賦する割合が一定程度あることから、**必ずしも需要の減少に連動して原価が減少せず、今後も需要の減少傾向が継続する場合には、音声接続料が上昇傾向となる可能性がある。**

他方、仮に、空中線設備の配賦方法をトラフィック比に見直すような場合には、**データ接続料への影響が想定**されること、今後の配賦方法についてどう考えるか。

#### [ステップ2・3]

- ◆ ステップ2・3については、引き続き毎年度の届出において各社の考え方及び配賦・抽出の状況を確認し、一貫性が担保されていることを確認することが適当ではないか。

### ヒアリング結果

#### 1) ステップ1について

- 音声接続料における**昨年度の需要は、新型コロナウイルス感染症の5類移行やトラフィック・ポンピング対策による減少**であり、**特殊要因によるもの**と考えている。**今年度届出する接続料水準は低減する見通し**であり、その状況を注視いただきたい。【NTTドコモ】
- 前年度の検証の結果、**空中線設備に占める「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合**について、3社で格差が存在する明確な理由が判明しなかったことを踏まえ、**追加の検証を検討してはどうか**。【NTTドコモ】
- 配賦基準見直しにより、二種指定事業者間で固定資産及び主要な営業費用の配賦基準の統一化が図られたが、結果、**2025年度以降（激変緩和措置適用無し）の音声接続料の水準格差が拡大すると推測**している。回線数比については、これまで整理した考え方も一定の合理性があると考えますが、音声トラフィックの減少が続く中、主要コストの配賦基準に回線数比を採用し続けることは、①トラフィック減少に見合うほどのコストが下がらず、音声接続料水準が上昇し続けるおそれ、②主要コストである空中線設備について、鉄塔（回線数比）とアンテナ（トラフィック比）で異なる配賦基準を採用した結果、二種指定事業者間で音声／データのコスト配賦に大きな差が発生、③今後、データ専用IoT機器のますますの増加が想定され、二種指定事業者各社における当該分野への取組状況によって各社の回線数比に大きな差が生じるおそれ。その結果、二種指定事業者間で音声／データのコスト配賦に大きな差が生じるおそれ、のような影響があることから**必ずしも回線数比が将来にわたって最適な配賦基準とはならない**。そのため、**主要な固定資産（空中線設備）の配賦基準は原則のトラフィック比に見直す**べき。トラフィック比に見直すことでモバイル音声接続料の水準差縮小及び水準の低減が見込まれる一方、接続料が上昇傾向にある**固定電話接続料との水準差を生じさせるおそれ**があることから、その対処を検討することが必要。【KDDI】
- 2023年度、2024年度に実施されたモバイル接続料費用配賦ワーキンググループにおいて、各資産・費用の適切な**配賦ドライバは十分に議論のうえ整理済み**であり、本整理にのっとり算定された接続料であれば、**適正性は確保されている**。まずは、上記の議論結果を踏まえ**見直された接続会計に基づき算定される接続料（2025年度届出接続料）を検証いただくことから始める**べき。【ソフトバンク】
- 今後予定されている**空中線設備における各社の差分**についての検証は、各社の**資産管理方法等の違い**についても考慮して議論する必要がある。**単に接続料を下げることや、各社の接続料差分を縮小することを目的に以下2つの観点を無視して見直しをすることは不適切**。A.利用実態に則した適正なコスト回収。B.規模の経済が働く通信業界においては、必然的に各社で接続料の差分が生じること。【ソフトバンク】
- モバイル接続料の費用配賦について、MNO各社においては**接続料の低廉化に取り組んでいただきたい**。また、総務省殿にはMNO各社の取組が接続料の低廉化につながっているかについて、**引き続き注視・検証を行っていただきたい**。【MVNO委員会】

## ヒアリング結果

### 【構成員意見】

- 空中線設備について、意見を聞いていくと決めづらいという点があると思うので、影響からの逆引きによる幾つかのシミュレーションを行い、こちらで比率を決めてしまうという方法も検討してはどうか。
- **追加検証を検討すべきという意見に賛同。**各社における資産の定義、資産の何をもって資産の価額を決めているのかという点について、物的なものはわかりやすいが、**役務の部分の資産への計上の仕方、具体的には人件費等の処理の方法等がおそらく違って、各社の計算結果に乖離が出てくるのではないか**と思うので、この点を検証することを進めていただきたい。

## 2) ステップ2・3について

- ステップ2・3は、毎年度の検証により、各社の考え方や配賦・抽出の状況について一貫性が担保されていることを確認されており、昨年度の検証では、費用配賦見直し後においても、その一貫性が担保されていることを確認されている認識。引き続き、届出した別表を用いて確認いただくことが適当。【NTTドコモ】
- 引き続き、毎年度の届出において各社の考え方及び配賦・抽出の状況を確認し、一貫性が担保されていることを確認していくことが適当。【KDDI】
- 算定方法は、特別な事情等がなければ継続性の観点から基本的に変わらないものと考えているため、引き続き様式第17の4の10にて御報告するとともに、算定方法の変更等状況に変化があった場合には当該様式の備考欄へ記載する考え。【ソフトバンク】

## 考え方

- ◆ ステップ1について、モバイル接続料費用配賦ワーキンググループにおいて接続会計における費用配賦見直し結果について検証を行った結果、特に**空中線設備**について、**各社の「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合やその影響等について引き続き注視するとともに、2024年度届出接続料の水準等も確認しつつ、今後の配賦方法について引き続き検討**することが適当としている。  
「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合については、次ページのような項目について、**追加の検証を行うことが適当**である。その上で、当該**追加検証結果及びIoT回線の増加による回線数比への影響等も踏まえて、今後の配賦方法について検討することが適当**である。
- ◆ ステップ2・3における配賦・抽出については、各社が採用している考え方に一貫性があることを担保する観点から、毎年度の届出に際して引き続き状況を確認することが必要である。

	検証内容	検証目的
1	<p><b>タイプ別基地局数</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タイプ別（ストリート、ビル、鉄塔、コンクリート柱（小規模基地局、開空間ブースタ）、その他）に各社の基地局数を確認。</li> <li>・前回検証時は、事業者ごとにカウント方法（サイト／ロケーション数、周波数別基地局数）が異なり、単純比較が難しかった。今回は、サイト／ロケーション数に統一して比較。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合に、3社で相当の格差が存在しているところ、当該差が合理的なものであるかどうかの確認。</li> <li>・鉄塔タイプやコンクリート柱タイプの基地局はストリートタイプ、ビルタイプの基地局に比して鉄塔、鉄柱等の資産額が大きいと思われる。このため、鉄塔タイプやコンクリート柱タイプの基地局数が多い場合には、「鉄塔、鉄柱等」の割合が高くなることが想定される。</li> </ul>
2	<p><b>直近1年間（2024年度）のアンテナ投資額</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近1年間のアンテナの投資額（フロー）を確認。</li> <li>・あわせて、無線機（機械設備）とアンテナ（空中線設備）が一体化した装置の計上の仕方を確認。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合に、3社で相当の格差が存在しているところ、当該差が合理的なものであるかどうかの確認。</li> <li>・無線機（機械設備）とアンテナ（空中線設備）が一体化した装置を機械設備に計上している場合には、「アンテナ等」の割合が低くなることが想定される。</li> </ul>
3	<p><b>基地局創設時等の空中線設備の資産計上における工事費等の扱い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基地局創設時のモデルケースにおける工事費の内訳及び扱いを確認。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基地局の創設等の工事（無機工事及び建設工事）に当たり、物品費のみならず請負費等についても空中線設備に資産計上しているかどうか等を確認。</li> </ul>
4	<p><b>空中線設備の資産計上における、資産除去債務の扱い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産（特に空中線設備）の取得時に資産除去債務を計上しているかを確認。</li> <li><b>資産除去債務</b>：取得した有形固定資産を将来除去する必要がある際に発生する費用を合理的に見積もり、当該固定資産の取得価額に加算するとともに、加算相当額を負債として計上するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産（特に空中線設備）の取得時に資産除去債務を計上しているかどうか事業者により異なる可能性がある。（一部の事業者は、電気通信設備は、移動電気通信事業の特性上、事業を展開するうえで永続的に必要となるものであり、基地局設備等は撤去を前提とせず「原状回復費用」という概念がないことから見積りが困難として計上していない。）</li> <li>・資産除去債務を計上する事業者と計上しない事業者がいる場合、計上する事業者においては、特に「鉄塔、鉄柱等」の資産額が相対的に大きくなり、「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合の格差の理由となり得る。</li> </ul>
5	<p><b>ネットワーク資産額比の算出におけるリース資産の扱い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワーク資産額比の算出に当たり、リース資産を含めているかどうかを確認。</li> <li><b>ネットワーク資産額比</b>：移動電気通信役務に係る機械設備、空中線設備、市内・市街線路設備、土木設備及び海底線設備を「ネットワーク資産」とし、これらを音声伝送役務／データ伝送役務に配賦した結果を加重平均した比率をいう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表上、リース資産を区分して表示する又はそれぞれが含まれる科目及び金額を注記することの双方が認められている。</li> <li>・この際、ネットワーク資産額比の算出に当たり、リース資産を含めるかどうか事業者により異なる可能性がある。</li> <li>・リース資産であっても、自己の資産と同様に減価償却費が発生し、施設保全を行っているのであれば、減価償却費及び施設保全費の配賦に適用する固定資産価額比の算出に用いるネットワーク資産額比の算出に当たってはリース資産も含めることが適当か。</li> </ul>
6	<p><b>回線数比の算出方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各社の回線数比の算出方法を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各社の回線数比（契約数比）の算出方法を確認。</li> <li>・IoT回線の増加による回線数比の変動の有無を確認。</li> </ul>

## 6. 利潤

- ◆ 利潤は以下のとおり算出。

$$\text{他人資本費用} = \text{レートベース} \times \text{他人資本比率} \times \text{他人資本利率}$$

+

$$\text{自己資本費用} = \text{レートベース} \times \text{自己資本比率}_{(1-\text{他人資本比率})} \times \text{自己資本利益率}$$

+

$$\text{利益対応税} = (\text{自己資本費用} + \text{レートベース} \times \text{他人資本比率} \times \text{有利子負債以外の負債比率} \times \text{利子相当率}) \times \text{利益対応税率}$$

## ■研究会におけるこれまでの議論

- ◆ 利潤の算定には、様々な項目が用いられているところ、将来原価方式の導入に当たっては、レートベースの大部分を占める「**正味固定資産価額**」のみが**予測値の算定対象**とされており、研究会においては、レートベースを構成する「投資その他の資産」や「貯蔵品」についても予測の算定対象とすることが検討されてきた。

この点、研究会第8次報告書においては、「**投資その他の資産**」及び「**貯蔵品**」について、レートベースに占める割合が引き続き僅少であり、接続料に与える影響が軽微であることから、**予測の算定対象に追加せず**、今後の動向を踏まえて判断することが適当と整理されている。

- ◆ また、同報告書においては、費用配賦見直しを踏まえ、レートベースにおける正味固定資産価額については、2024年度届出の際に、**原価算出におけるステップ1に用いる算出方法と同様の考え方に基づいて算出されていることを検証することが適当**とされた。

その後、費用配賦見直しを踏まえた2023年度接続会計が提出・公表されたところ、モバイル接続料費用配賦ワーキンググループにおいて、**2024年度届出接続料の利潤の算定に当たり、レートベースにおける正味固定資産価額を計算する際に、費用配賦見直し後の2023年度期首の固定資産価額を算定できない場合には、2022年度期末（見直し前）及び2023年度期末（見直し後）の固定資産価額の合計を二で除したものをを用いるのではなく、2023年度期末の固定資産価額を年間を通じた資産の状況とみなし、2023年度期末の固定資産価額のみを用いることが適当と整理**した。

## ■研究会における本年度の議論の方向性

- ◆ 「**投資その他の資産**」及び「**貯蔵品**」については、レートベース全体に占める割合の変化を観測し、必要に応じて**予測対象とする必要があるかについて検討**する。
- ◆ その他、利潤の精緻化に向けて必要な事項について検証する。

- ◆ データ接続料の利潤の算定において「投資その他の資産」がレートベースに占める割合については、一部の事業者において増加が見られるものの、正味固定資産価額に比べるとその割合は大きくない。また、「貯蔵品」がレートベースに占める割合については、引き続き僅少となっており、大きな変化は見られない。
- ◆ 費用配賦見直しにおける固定資産の配賦基準の見直しにより、レートベースの大部分を占める正味固定資産の額が変動。
- ◆ データ接続料における利潤の水準について、一部の事業者においては、費用配賦見直しによる2023年度のレートベースの増加もあり、2023年度精算接続料及び2025年度から2027年度の予測接続料における利潤が増加するが、激変緩和措置により、2025年度接続料までは見直し前の水準を維持。



## 研究会における論点

- ◆ 「投資その他の資産」及び「貯蔵品」については、引き続き予測の対象とする必要は認められないものの、今後もレートベース全体に占める割合の変化を観測し、一定の割合を超過した場合には予測の対象への追加を検討することが適当ではないか。
- ◆ 正味固定資産価額の算出については、費用配賦見直しにおける固定資産の配賦基準の見直しを踏まえた考え方に基づいて算出されていると考えられる（ただし、データ接続料における利潤の水準については、激変緩和措置により、2025年度接続料までは見直し前の水準を維持されるため、見直し後の正味固定資産価額を含むレートベースにより算出された利潤が実際の接続料に適用されるのは、2026年度接続料以降となることが想定される）。費用配賦見直しについては、2024年度接続会計において更なる見直しが予定されているほか、空中線設備については今後の配賦方法について引き続き検討することが適当とされているところ、今後の接続料届出に際しても、引き続き正味固定資産価額の算出が費用配賦見直しを踏まえた考え方に基づいて算出されていることを確認することが適当ではないか。

## 論点

- ◆ 「投資その他の資産」及び「貯蔵品」については、引き続き予測の対象とする必要は認められないものの、今後もレートベース全体に占める割合の変化を観測し、一定の割合を超過した場合には予測の対象への追加を検討することが適当ではないか。
- ◆ 正味固定資産価額の算出については、費用配賦見直しにおける固定資産の配賦基準の見直しを踏まえた考え方に基づいて算出されていると考えられる（ただし、データ接続料における利潤の水準については、激変緩和措置により、2025年度接続料までは見直し前の水準を維持されるため、見直し後の正味固定資産価額を含むレートベースにより算出された利潤が実際の接続料に適用されるのは、2026年度接続料以降となることが想定される）。費用配賦見直しについては、2024年度接続会計において更なる見直しが見込まれているほか、空中線設備については今後の配賦方法について引き続き検討することが適当とされているところ、今後の接続料届出に際しても、引き続き正味固定資産価額の算出が費用配賦見直しを踏まえた考え方に基づいて算出されていることを確認することが適当ではないか。

## ヒアリング結果

### 1) 「投資その他の資産」及び「貯蔵品」の予測対象への追加について

- 「投資その他の資産」のレートベースに占める割合は 、「貯蔵品」のレートベースに占める割合は  であり、当社においては、レートベースに占める割合は僅少であることから、予測接続料に与える影響は軽微。【NTTドコモ】
- レートベースに占める「投資その他の資産」及び「貯蔵品」の割合は小さく影響は軽微であるため、特に予測は不要。なお、一定の割合の閾値をどうするのか、また、一定の割合を超過した場合の取扱いについては、十分な議論が必要。【KDDI】
- 「投資その他の資産」及び「貯蔵品」については、レートベースに占める割合が小さく予測接続料へ与える影響は軽微であることから、現行通りの考え方で問題ない。【ソフトバンク】

### 2) 正味固定資産価額の算出について

- 2024年度接続会計より費用配賦の更なる見直しが見込まれているため、MNO 3 社において、昨年度のルール見直しが適切に反映されているかについて、接続会計の提出後、検証いただきたい。今後の接続料届出については、配賦方法の変更等がある場合は、正味固定資産価額の算出が費用配賦見直しを踏まえた考え方に基づいて算出されていることを確認することが適当。【NTTドコモ】
- 引き続き、正味固定資産価額の算出が費用配賦見直しを踏まえた考え方に基づいて算出されていることを確認していくことが適当。【KDDI】
- 各社の配賦整理書や、今後第二種指定電気通信設備接続会計規則にのっとり届出予定の各種様式を通じて検証を実施いただき、二種指定事業者の過度な負担とならないよう配慮いただきたい。【ソフトバンク】

## 考え方（案）

- ◆ 「投資その他資産」及び「貯蔵品」については、レートベースに占める割合が小さく、予測接続料への影響は軽微であることから予測の対象に追加せず、今後の動向を踏まえて判断することが適当ではないか。
- ◆ レートベースにおける正味固定資産価額については、2024年度接続会計において更なる費用配賦見直しが見込まれているほか、空中線設備については今後の配賦方法について引き続き検討することが適当とされていることから、次回届出の際に、原価算出におけるステップ 1 に用いる算出方法と同様の考え方に基づいて算出されていることを検証することが適当ではないか。

## 7. 需要

## ■研究会におけるこれまでの議論

- ◆ 研究会におけるこれまでの議論において、以下のとおり整理された。
  - 事業者間で設備の冗長構成及び需要の算定方法は異なるが、各社ごとの設備運用方針の下で確保した**一定の冗長分を除いた、平時に利用可能な設備容量を需要とする考え方は事業者間で共通**。各社ごとの設備運用方針次第で需要が変動し得ることから、毎年度の接続料の届出において各社の**設備運用方針**を総務省に報告し、**総務省においてその一貫性を含め各社による恣意的な運用がなされていないかについて確認することが適当**。
  - 設備の冗長構成及び需要の算定方法が各社の設備運用方針によって異なること自体に直ちに問題があるとは認められないが、適正な原価との関係において、**設備容量が明らかに過大となっていないかについて総務省において確認**することが適当。
  - 設備の冗長構成及び需要の算定方法が各社ごとに異なることから、冗長分も含めた設備容量と最繁忙トラヒック（1年のうち最もトラヒックが多い日の値）の比率を、**複数年度**（例えば3年度分）**にわたって確認しながら、状況を注視**することが適当。
- ◆ 研究会第8次報告書では、主に以下の点について整理。
  - MNOは、**POIの冗長化**について、**MVNOがどのような冗長構成を取ることが可能なのか、その場合に接続料の支払が必要なのか等**について、接続事業者向けのガイドブック等の公表資料やNDA締結後の情報開示資料において、**MVNOに対して明示的に情報提供を行うことが適当**。
  - 最繁忙トラヒックの算出方法について、MNO3社の考え方が必ずしも共通となっていないため、平等な検証を行う観点から、できる限り共通の考え方をとることが望ましいが、具体的な算出方法については引き続き検討することが適当。
  - 各社の設備運用方針については、引き続き一貫性が確保されているかとの観点から確認を行うことが適当。設備運用方針においては、①MVNOも特段の手続きは必要なく冗長設備が利用可能であること、②MNOは平時における最繁忙トラヒックにおいて冗長設備を利用することはないこと、③POIの冗長化について、MVNOがどのような冗長構成を取ることが可能なのか、その場合に接続料の支払が必要なのか等について、MVNOに対して情報提供を行った内容、について追記することが適当。
  - 「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁忙トラヒックの関係」については、今後も引き続き確認を行い、他社に比べて著しく設備容量が過大であると考えられる社が現れた場合には、措置を講じることが適当。

## ■今次検証の方向性

- ◆ 研究会第8次報告書までの議論を踏まえ、今次検証においては以下の点を確認。必要に応じて適正性向上に向けた措置を検討する。
  - ・ 各社の**設備運用方針**について、各社において一貫性のある運用が行われているか、恣意的な運用がなされていないかについて、引き続き確認。また、MVNOによる冗長設備の利用可能性やMVNOによるPOIの冗長化について追記がなされているかを確認。
  - ・ 各社の「**原価と設備容量の関係**」及び「**冗長分も含めた設備容量と最繁忙トラヒックの関係**」について、特定の社が他社に比べて著しく設備容量を過大に設定していないかについて、**引き続き確認**。

- ◆ 各社の設備運用方針について、需要の考え方は昨年から大きく変動しておらず、一貫性が確保されていることが確認された。また、各社の接続料算定の需要に用いる設備容量と最繁時トラヒックは乖離しておらず、例えば、接続料算定の需要に用いる設備容量を任意に設定することにより、接続料水準を恣意的に調整するといった恣意的な運用はされていないと考えられる。
- ◆ 各社の設備運用方針において、MVNOによる冗長設備の利用可能性やMVNOによるPOIの冗長化について追記がなされていることが確認できた。
- ◆ 各社の「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒックの関係」については、特定の社が他社に比べて著しく設備容量を過大に設定していると考えられる社は存在しなかった。



### 研究会における論点

- ◆ MVNOからは、MNOとMVNO間での冗長構成についての考え方や、接続料等のMVNOによる費用負担の適正性・公平性について、重点的な検証を行うことが要望されていたところ、MNOにおいて、POIの冗長化について、MVNOがどのような冗長構成を取ることが可能なのか、その場合に接続料の支払が必要なのか等について、接続事業者向けのガイドブック等の公表資料やNDA締結後の情報開示資料において、MVNOに対して明示的に情報提供を行うことが適当としたが、状況が改善しているか。
- ◆ 各社の設備運用方針については、一貫性のある運用が行われているか、恣意的な運用がなされていないかについて、今後も引き続き確認することが適当ではないか。また、各社の「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒックの関係」について、今後も引き続き確認し、他社に比べて著しく設備容量が過大であると考えられる社が現れた場合については、設備容量の設定方法について確認する等の措置が必要ではないか。
- ◆ 設備運用方針に追加的に記載すべき事項があるか。

## 論点

- ◆ MVNOからは、MNOとMVNO間での冗長構成についての考え方や、接続料等のMVNOによる費用負担の適正性・公平性について、重点的な検証を行うことが要望されていたところ、MNOにおいて、POIの冗長化について、MVNOがどのような冗長構成を取ることが可能なのか、その場合に接続料の支払が必要なのか等について、接続事業者向けのガイドブック等の公表資料やNDA締結後の情報開示資料において、MVNOに対して明示的に情報提供を行うことが適当としたが、状況が改善しているか。
- ◆ 各社の設備運用方針については、一貫性のある運用が行われているか、恣意的な運用がなされていないかについて、今後も引き続き確認することが適当ではないか。また、各社の「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁忙トラヒックの関係」について、今後も引き続き確認し、他社に比べて著しく設備容量が過大であると考えられる社が現れた場合については、設備容量の設定方法について確認する等の措置が必要ではないか。
- ◆ 設備運用方針に追加的に記載すべき事項があるか。

## ヒアリング結果

### 1) MVNOによるMNOの冗長設備の利用可能性 (POI冗長構成)

- 当社では、従前よりMVNO各社の要望に応じて冗長構成に関しても協議を行ってきたところではあるが、研究会の議論を受けて、**冗長系を地域分散（別拠点に設置）する構成を当社ホームページに掲載**し、明示的に情報提供を実施。今般明示的に情報提供を実施すること等で、MVNO  社から問合せがあり、また、協議等で  社に対して提案を実施。その他MVNOについても、POI更改のタイミング等で、冗長構成に関する提案を実施する考え。MVNO各社の接続先や契約帯域の規模等に応じて、どのような冗長構成が望ましいかは異なるため、引き続きMVNO各社の要望に応じて対応する考え。【NTTドコモ】
- 冗長構成・接続料の可否を、**MVNO向け公表資料（標準プラン）で情報提供**。今後も適時・適切に情報提供を実施しMVNOから具体的な御要望があれば協議の上、更なる改善に努める考え。【KDDI】
- MVNO殿がどのような冗長構成を取ることが可能なのか、その場合に接続料の支払が必要なのかについて、**2024年6月に案内**。MVNO殿に情報提供を行った結果、 【ソフトバンク】
- 第8次報告書において、「①MVNOも特段の手続きは必要なく冗長設備が利用可能であること、②MNOは平時における最繁忙トラヒックにおいて冗長設備を利用することはないこと、③POIの冗長化について、MVNOがどのような冗長構成を取ることが可能なのか、その場合に接続料の支払が必要なのか等については、MVNOに対して明示的に情報提供を行うことが適当」とされており、MNO各社においては**接続事業者向けの公表資料等に反映をいただいた**。MVNOが設備構成を検討する上での前提事項として**共通理解が図れたという点で進展が見られた**。【MVNO委員会】

#### 【構成員意見】

- MVNOにおいて全国規模で事業展開されている場合には、エリア内だけではなく、拠点間（東西間）においても冗長性を確保することを促進することは、業界のためにも良いことだと思う。
- 冗長用の設備については平時は使用していないとのことだが、冗長用の設備によってネットワークの品質が向上し、また、MVNOにおいても使用可能であるならば、接続料の算定において考慮されて良い。実際には、接続料の課金対象としてはカウントしておらず、もともとの原価が上がっているということで問題ない。

## ヒアリング結果

### 2) 設備運用方針について（一貫性のある運用が行われているか、「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁忙トラフィックの関係」）

- 今回の検証において、需要に係る適正性が確保されていることが確認されたと認識。今後、設備運用方針等に変更が生じた場合には、その旨と理由を併せて説明する考え。【NTTドコモ】
- 引き続き確認していくことが適当。【KDDI】
- 接続料の観点では、「ネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量」（MVNOガイドラインp.21）、すなわち**現実的にトラフィックを流すことができる上限値を需要として設定していれば、その適正性は確保される**。設備容量については、各社のネットワークの伝送容量も含めた設備投資の結果、ネットワークの品質や安定性といったサービス競争がされているため、このような競争市場での各社の投資を比較して、**過大や過少といった評価ができるものではない**。また、MVNO殿は利用するMNOのネットワークを選択する際、MNOのネットワークコストとサービス品質を踏まえ選択することも可能であることから、**伝送容量の設定については競争市場に委ねるべき**。【ソフトバンク】

### 3) 設備運用方針に追加的に記載すべき事項について

- 特段追加的に記載すべき事項はない。【KDDI】

## 考え方

- ◆ MNOとMVNO間のPOIの冗長構成について、MNO各社から公表資料等によりMVNOに情報提供を実施しているとの報告があり、MVNOからもMNOから情報提供があり共通理解が図れたとの報告があった。MNO各社においては、今後も情報提供を行うとともに、新たな冗長構成が可能になった場合等には情報の更新を行うことが適当である。
- ◆ 各社の設備運用方針については、一貫性のある運用が行われているか、恣意的な運用がなされていないかについて、今後も引き続き確認することが適当である。また、各社の「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁忙トラフィックの関係」について、今後も引き続き確認し、他社に比べて著しく設備容量が過大であると考えられる社が現れた場合については、設備容量の設定方法について確認する等の措置が必要である。

## 8. その他

番号ポータビリティ転送機能について

ヒアリング結果

- IP網における番号ポータビリティの実現方式は、PSTNマイグレーションにより**ENUM方式に統一**され、法定機能である**番号ポータビリティ転送機能は利用されていない**。全音声相互接続事業者（30社）がPSTNに戻さない限り当該機能を利用できず、全音声相互接続事業者に対してヒアリングした結果、**当該機能の利用要望はなかったことから、法定機能の対象外としていただきたい**。【NTTドコモ】
- PSTNマイグレーションに伴い、番号ポータビリティ回線へのルーチングの実現の方式としては、IP-POI経由での「**ENUM方式**」に**原則一本化**されており、STM-POI経由での番号ポータビリティ回線へのルーチング方式であった「**転送方式**」は**利用されなくなった**。このことから、「**番号ポータビリティ転送機能**」は、**アンバンドル機能から削除すべき**。なお、協定事業者に対しては、改めて「転送方式」の利用予定の有無の確認を二種指定事業者連名で実施したが、**利用意向を表明した協定事業者はいないことを確認済み**。【KDDI】
- IP網への移行後は各社ENUM方式により番号解決を実施するため、**番号ポータビリティ転送機能は利用されない**。そのため、**二種接続料規則第4条第1項による法定機能（アンバンドル機能）から番号ポータビリティ転送機能を削除すべき**。【ソフトバンク】

【構成員意見】

- MNO各社が提案している内容については理解できる。

考え方

- ◆ 番号ポータビリティ転送機能について、PSTNからIP網への移行により利用されなくなったことで、アンバンドル要件のうち、少なくとも①及び④を満たしていない状態であることが想定されることから、総務省において、**アンバンドル機能から削除することを検討することが適当**である。

(参考) アンバンドル機能（第二種指定電気通信設備接続料規則 第4条）

(参考) アンバンドル要件（MVNOガイドライン）

1 音声伝送交換機能	第二種指定中継交換機により音声その他の音響の伝送交換を行う機能
2 データ伝送交換機能（注）	他事業者が設置する電気通信設備と第二種指定電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続（※）した上で、当該他事業者が設置する電気通信設備と特定移動端末設備との間で専ら符号又は映像の伝送交換を行う機能（CDMA2000方式、EV-DO方式を除く。） ※:L2接続のこと。
3 番号ポータビリティ転送機能	番号ポータビリティにより、電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能
4 ショートメッセージ伝送交換機能	特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換を行う機能

① 他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること
② アンバンドルすることが技術的に可能であること
③ アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと
④ 必要性・重要性の高いサービスに係る機能であること ※具体的には、利用者利便の高いサービスに係る機能、公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能、多数の利用者に実際に利用されているサービスに係る機能が該当する。

### 接続料の検証コスト等削減に向けた要望について

#### ヒアリング結果

- モバイル接続料の算定は、配賦見直しの議論等により、**行政・事業者双方の規制コストが増大**。接続料届出に係る各種報告物について、**影響の少ないものは廃止し、必要となった場合に各事業者へ請求する対応とできないか**。【NTTドコモ】
- 接続料の検証コスト等削減に向けたNTTドコモの意見に賛同。様式等が増えており、事業者負担が増大しているという点について、課題認識を持っている。分析や検証に資する有効な内容であるかどうか、また、その分析によって得られる効果の程度という二点を踏まえた上で、廃止が可能と判断される項目については、ぜひ積極的に見直しを検討いただきたい。【ソフトバンク】

#### 考え方

- ◆ 接続料算定の適正性確保の観点から、検証を実施するために必要なデータについては今後も引き続き提供を求めていくことが適当であるが、環境変化等を踏まえ、算定根拠において記載が不要となったり、記載の簡素化等が可能となった項目がある場合には、**今後の制度改正に当たり、総務省において対応を検討することが適当**である。

**(参考資料)**

**(参考)費用配賦の更なる見直し**

# 固定資産価額比の算出における更なる見直し事項(1)

## (1) 無形固定資産に係る取得価額（総額）

- 現行の接続会計規則では、別表第二 役務別固定資産帰属明細表において、無形固定資産の取得価額及び減価償却累計額の記載を求めておらず、各社の固定資産取得価額比自体や、当該比率が各社が施設保全費の配賦に用いている固定資産取得額比と一致しているか等を総務省において確認することができない。
- 接続料算定の透明性の更なる向上のため、今後、**接続会計規則を改正し、無形固定資産及び固定資産合計の取得価額（及び減価償却累計額）の数字の記載・公表を求めることについてどう考えるか。**
- ・ 会社計算規則において、無形固定資産の表示について直接法が求められていることを踏まえれば、接続会計の別表第二 役務別固定資産帰属明細表において、会社計算規則と異なる表示を求めることは必ずしも適当ではないと考えられる。
- ・ 他方、各社が施設保全費の配賦基準となる固定資産取得価額比の算出に無形固定資産の取得価額（総額）を用いていることを踏まえれば、その比率の計算方法を総務省において確認できるようにすることは適当であり、**配賦整理書の別表の注記等の形で、無形固定資産の取得価額（総額）及び有形・無形固定資産合計の取得価額を含む、固定資産取得価額比の計算方法の記載（非公表）を求めることが適当**である。

## (2) 空中線設備の扱い

- 空中線設備について、音声伝送役務/データ伝送役務への配賦割合が3社で大きく異なっているが、どのような理由が考えられるか。
- ・ 空中線設備の内訳としては、各社とも、「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」に大別され、「鉄塔、鉄柱等」については回線数比、「アンテナ等」についてはトラヒック比で配賦している点については3社共通となっている。
- (「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合について)
- ・ 他方、空中線設備全体に占める「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合については、3社で相当の格差が存在しているが、各社のタイプ別基地局数や各社の空中線設備の構成（共通設備の配賦基準別）を確認した限りでは、格差が存在する明確な理由が判明しなかった。
- ・ 「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合に相当の格差が存在することにより、固定資産価額比の算出に影響し、3社の接続料水準に影響を与えているが、この点についてどう考えるか。各社の**「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合やその影響等について引き続き注視するとともに、令和6年度届出接続料の水準等も確認しつつ、今後の配賦方法について引き続き検討することが適当**である。

(フィーダー及びフィーダーラック、架台・支持柱・取付金具の配賦基準について)

- ・ なお、各社の空中線設備の構成（共通設備の配賦基準別）を確認した結果、フィーダー及びフィーダーラック、架台・支持柱・取付金具については、回線数比・トラヒック比のどちらを適用しているかについて、必ずしも統一されていないことが判明した。この点、フィーダーについては、周波数に連動した資産（例えば、一のアンテナで3種類の周波数に対応している場合、3本のフィーダーが必要になる）と考えられ、アンテナの更改や増設に伴ってフィーダーも更改や増設が必要になると考えれば、「鉄塔、鉄柱等」よりは「アンテナ等」に準じることが適当である。他方、フィーダーラック、架台・支持柱・取付金具については、「鉄塔、鉄柱等」に含まれる、又はこれに付随するものと考えることが適当である。
- ・ ついては、各社においては、**令和6年度接続会計以降は、フィーダーについてはトラヒック比、フィーダーラック、架台・支持柱・取付金具については回線数比で配賦をするよう、見直しを進めていくことが適当**である。

## 固定資産価額比の算出における更なる見直し事項(2)

### (3) 無形固定資産（周波数移行費用及びブランド使用权等）の扱い

➤ 周波数移行に関する費用及びブランド使用权を無形固定資産に計上する場合、どの配賦基準で音声伝送役務／データ伝送役務に配賦することが適当か。また、そのような配賦が、接続料原価の算定に用いる固定資産価額比に影響することについてどう考えるか。

- ・ 周波数移行費用やブランド使用权等の無形固定資産については、本WGにおいて当該資産に対応した配賦基準の検討は行っておらず、当該資産に対応した配賦基準を規定していないところ、今般改めて検討することが適当である。

(周波数移行費用について)

- ・ 周波数移行費用については、各社とも当該費用を負担しているが、事業者によってその会計上の取扱いが異なっている。周波数移行費用を長期前払費用として計上する事業者においては、固定資産価額比の算出には周波数移行費用が影響しない一方、周波数移行費用を無形固定資産として計上する事業者においては、周波数移行費用の配賦基準が、固定資産価額比の算出に影響を与えている。
- ・ 周波数移行費用を長期前払費用に計上するか無形固定資産に計上するかの会計上の取扱いの違いが、接続料原価の大部分を占める施設保全費や減価償却費の配賦に用いる固定資産価額比の算出に影響を与えることは適当ではないと考えられるため、**周波数移行費用を無形固定資産に計上する場合には固定資産価額比で配賦することが適当**である。

(設備使用权について)

- ・ インフラシェアリングで他社が建設・設置した鉄塔・アンテナ等を利用する場合の費用等について、一部の事業者は長期前払費用として計上している一方、他の一部の事業者は設備使用权として無形固定資産に計上している。この場合の設備使用权についても、**無形固定資産に計上する場合には固定資産価額比で配賦することが適当**である。
- ・ なお、設備使用权については、今後新リース会計基準が適用される場合には、使用权資産の扱いと合わせて改めて検討することが適当である。

(ブランド使用权について)

- ・ ブランド使用权については、一部の事業者が、親会社から有償で取得したグループブランド使用权を無形固定資産に計上している一方、他の事業者は同様の資産は計上していない（他の事業者においても、サービスブランドロゴ等の商標権や意匠権といった無形固定資産は存在している）。
- ・ 現行のMVNOガイドラインでは、無形固定資産に係る配賦基準としては、トラフィック比、回線数比（顧客系システム・料金系システム）、ネットワーク資産額比（交換機系ソフトウェア、障害対策システム等、研究開発用ソフトウェア）としているが、ブランド使用权や商標権、意匠権等の無形固定資産については、その有無が接続料原価の大部分を占める施設保全費や減価償却費の配賦に用いる固定資産価額比の算出に影響を与えることは適当ではないと考えられる。このため、**ブランド使用权や商標権、意匠権等の無形固定資産については、固定資産価額比で配賦することが適当**である。

# 営業費用の配賦における更なる見直し事項

## (1) 鉄塔使用料、管路使用料、電柱添架料、コロケーション費用等の扱いについて

- 他社に支払う鉄塔使用料、管路使用料、電柱添架料、コロケーション費用等の扱い（施設保全費に計上するか、通信設備使用料に計上するか等）が、3社で異なっている可能性がある。以下の見直し案のとおり見直すことが適当か。
  - ・ 鉄塔使用料、管路使用料及び電柱添架料は通信設備使用料（回線数比）、コロケーション費用のうち土地・建物及び電気料は施設保全費（固定資産取得価額比）、コロケーション費用のうち電力設備使用料及び空調設備使用料は通信設備使用料（NW資産額比）とする方向でそれぞれ見直すことが適当である。

## (2) 試験研究費の配賦基準について

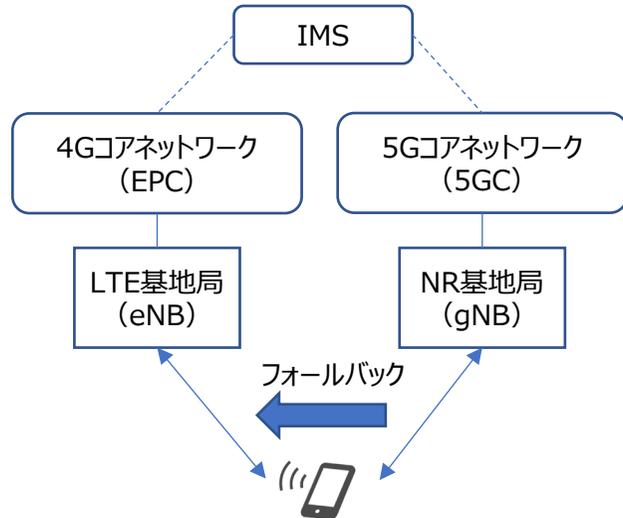
- 試験研究費について、接続会計規則においては、原則として「**営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比**」で配賦することとされている。3社が採用する配賦基準は異なっている（NTTドコモ及びKDDIは**営業収益額比**、ソフトバンクは**固定資産取得価額比**を採用）。
- 音声接続料はMNO同士も払い合う接続料であることを鑑みれば、営業費用の配賦基準については3社で共通的な考え方とすることが望ましいが、試験研究費の配賦基準について、例えば、固定資産取得価額比で配賦することを共通ルールとすることについてどう考えるか。
  - ・ 音声接続料についてはMNO同士も払い合う接続料であることを鑑みれば、費用の整理の考え方について3社で共通的な考え方とすることが望ましい。
  - ・ 試験研究費については、基礎研究に係る費用等も含まれていることを踏まえれば、必ずしも資産やサービスへの帰属が明確でなく、価値移転的原価計算が馴染まないものについては、負担力主義による費用配賦も許容されると考えられる。
  - ・ 試験研究費のうち、特定の資産やサービスへの帰属が明確なものについては、固定資産取得価額比で配賦することが適当である。

## (3) 通信設備使用料及び試験研究費の内訳について

- 接続料原価の大部分を占める減価償却費及び施設保全費については、接続研第七次報告書を踏まえ、接続会計規則を改正し、配賦整理書（別表第六、移動電気通信役務費用整理表）において、その主要な費用項目と配賦基準、具体的な配賦比率等について記載を求めている。
- 通信設備使用料については、施設保全費、減価償却費に次いで接続料原価において一定の規模を占めていること、基地局回線に係る光ファイバ接続料やインフラシェアリングに係る費用など基地局にとって必要不可欠な費用が含まれていることを踏まえれば、接続料算定の透明性の更なる向上のため、今後、接続会計規則を改正し、配賦整理書（別表第六、移動電気通信役務費用整理表）において、通信設備使用料についても記載を求めることが考えられるが、この点についてどう考えるか。
  - ・ 通信設備使用料について、配賦整理書（別表第六、移動電気通信役務費用整理表）において記載を求めることが適当である。
  - ・ なお、試験研究費については、一部の事業者においては、接続料原価のうち一定の規模を占めているが、他の事業者においてはその規模は小さい状況である。このため、試験研究費の内訳等については、配賦整理書において記載を求める対象とまではせず、総務省において、必要に応じてその内容を事業者を確認することが適当である。

- 5G (SA方式) においては、VoNRが普及されるまでの間、5GC及びNR基地局 (gNB) からEPC及びLTE基地局 (eNB)に端末を遷移させる「EPSフォールバック」により音声を提供されている。
- この際、音声接続料算定における5G (SA) 資産及び費用の扱いが3社で異なっている可能性がある。

## 5G (SA方式) における音声の実現方式 (EPSフォールバック)



- 5GC/5G(SA)においては、VoNR (Voice over New Radio)が普及されるまでの間、5GCから4Gネットワークへ端末を遷移させる、EPSフォールバックという仕組みにより音声を提供される。

なお、3Gから4Gの移行期においても、4Gから3Gのネットワークへ端末を遷移させる仕組み (CSフォールバック) により、音声を提供されていた。

## 接続研における5G (SA方式) に係る費用及び需要の扱いの検討

(事業者ヒアリング結果)

- 当社は、音声接続料及びデータ接続料について、**4G・5G (NSA方式) 及び5G (SA方式) を一体として算定。**【NTTドコモ】
- データ接続料については、**MVNOが利用しない設備は接続料対象から除外して、4G・5G(NSA方式)のみによる算定。**音声接続料については、VoNR(Voice over New Radio)による音声提供開始までの期間の設備も含め、**音声相互接続事業者が利用しない設備は対象から除外**して算定。【KDDI】
- 音声・データ共に接続料原価、及び需要から**5G (SA方式) に係るものは除外** (現時点におけるMVNOとの利用実態との整合性を確保) 。【ソフトバンク】



(接続研第8次報告書における考え方)

- ◆ **音声接続料については、接続料原価に5G (SA方式) に係る費用を算入するかどうかについて、MNO各社で共通的な考え方が採用されることが望ましいことから、費用配賦見直し結果の検証と合わせて、5G (SA方式) に係る資産及び費用について音声/データ伝送役務間で配賦する際の考え方について検討し、できる限り早期の接続料から共通的な考え方を適用することが適当。**

- 音声接続料についてはMNO同士も払い合う接続料であることを鑑みれば、5GCにおける音声の実現方法が各社とも同様の仕組みであれば、接続料算定における資産や費用の整理の考え方について **3社で共通的な考え方とすることが望ましい。**
- 現状、資産整理においては、3社とも、5GC及びNR基地局 (gNB) を、EPC及びLTE基地局 (eNB) と同様、MVNOガイドラインに規定した基準により音声とデータに配賦していることが確認された。他方、**一部の事業者においては、5GC及びNR基地局 (gNB) の音声に相当する費用を音声接続料原価から控除していることが確認された。**3社で共通的な考え方とするため、**当該控除は行わず、5GC及びNR基地局 (gNB) の音声に相当する費用を音声接続料原価に算入することが適当**である。

- 第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号）において、接続料の利潤の算定の基礎として用いる資産等は、貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをを用いることとしている。令和6年度届出接続料の利潤の算定に当たり、レートベースにおける「対象設備等の正味固定資産価額」を計算する際、令和5年度期首（＝令和4年度期末、見直し前）及び令和5年度期末（見直し後）の固定資産価額を用いることが想定されるが、見直し前後の固定資産価額を平均化することが適当か。
- 激変緩和措置として、1年のみ、見直しにより増加するデータ接続料原価相当額の2分の1を上限として、データ接続料から音声接続料への原価戻しを認めることとしている。あくまで原価相当額の算入を認めるものであり、利潤の算定には当該原価戻しに係る利潤の算入は認めないことが適当か。
- また、音声接続料は、複数の階梯ごとに費用及び需要を整理した上で算定されているところ、激変緩和措置としての原価戻しを行う場合には、音声接続料原価の総額を各階梯に整理した結果の階梯別原価比率によって、データ接続料原価相当額を各階梯の音声接続料原価に戻すことが適当か。

## （前提）

- ・ 音声接続料についてはMNO同士も払い合う接続料であることを鑑みれば、接続料の利潤の算定の基礎として用いる資産等の考え方や激変緩和措置の計算方法については、**3社で共通的な考え方とすることが望ましい。**

## （レートベースにおける正味固定資産価額について）

- ・ レートベースにおける正味固定資産価額は、当該基礎事業年度の実績に基づく報酬を算出するための基礎となる資産であり、その算出に当たり期首及び期末の額の合計を二で除したものをを用いることは、当該基礎事業年度の年間を通じた資産の状況を反映するためと考えられる。
- ・ この点、仮に、**費用配賦見直し前後の固定資産価額を平均化する場合、費用配賦見直し前の資産の状況が反映させることで、むしろ当該基礎事業年度における資産の状況を反映しないこととなると考えられる。**
- ・ このため、令和6年度届出接続料の利潤の算定に当たり、レートベースにおける「対象設備等の正味固定資産価額」を計算する際に、費用配賦見直し後の令和5年度期首の固定資産価額を算定できない場合には、令和4年度期末（見直し前）及び令和5年度期末（見直し後）の固定資産価額の合計を二で除したものをを用いるのではなく、令和5年度期末の固定資産価額を年間を通じた資産の状況とみなし、**令和5年度期末の固定資産価額のみを用いることが適当**である。

## （激変緩和措置における原価戻しに係る利潤の算入について）

- ・ 激変緩和措置における原価戻しは、あくまで原価相当額の算入を認めるものであり、利潤の算定には当該原価戻しに係る利潤の算入は認めないことが適当である。

## （激変緩和措置の計算方法について）

- ・ 激変緩和措置としての原価戻しを行う場合には、音声接続料原価総額を各階梯に整理した結果の比率によって、データ接続料原価相当額を各階梯の音声接続料原価に戻すことが適当である。

**(参考)予測値の算定方法関係**

# 設備管理運営費(原価)に係る予測方法①:算定式

- ◆ 「設備管理運営費」(原価)の算定方法は以下のとおり。原価に費用配賦見直しが反映されたほか、少なくとも2026年度接続料から、4G・5G (NSA方式) と5G (SA方式) を一体とした原価を算定している。

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

算定式

パラメータ  
設定方法

◆ 各社が示した「設備管理運営費」を算定する際の各パラメータ設定の考え方は以下のとおり。

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

営業費

施設保全費

共通費

管理費

試験研究費

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

減価償却費

固定資産税  
除却費

通信設備  
使用料

租税公課

◆ 「パラメータ設定の考え方」に基づき、2025年度から2027年度にかけて設定された各社のパラメータの具体的な値は以下のとおり。

(回線容量単位)

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

営業費	2025年度
	2026年度
	2027年度

施設保全費	2025年度
	2026年度
	2027年度

共通費	2025年度
	2026年度
	2027年度

管理費	2025年度
	2026年度
	2027年度

試験研究費	2025年度
	2026年度
	2027年度

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
営業費			
施設保全費			
共通費			
管理費			
試験研究費			



(回線数単位)

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

営業費

2025年度  
2026年度  
2027年度

施設保全費

2025年度  
2026年度  
2027年度

共通費

2025年度  
2026年度  
2027年度

管理費

2025年度  
2026年度  
2027年度

試験研究費

2025年度  
2026年度  
2027年度

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
営業費			
施設保全費			
共通費			
管理費			
試験研究費			

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

減価償却費

2025年度  
2026年度  
2027年度

固定資産税  
除却費

2025年度  
2026年度  
2027年度

通信設備  
使用料

2025年度  
2026年度  
2027年度

租税公課

2025年度  
2026年度  
2027年度

		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
減価償却費	2025年度			
	2026年度			
	2027年度			
固定資産税 除却費	2025年度			
	2026年度			
	2027年度			
通信設備 使用料	2025年度			
	2026年度			
	2027年度			
租税公課	2025年度			
	2026年度			
	2027年度			

- ◆ 「正味固定資産価額」の算定方法は以下のとおり。費用配賦見直しが反映されている点を除けば、基本的に昨年度から考え方に変化はない。
- ◆ 各社が示した各費用項目におけるパラメータ設定の考え方は以下のとおり。

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

算定式

パラメータ  
設定方法

パラメータ  
設定の  
考え方

◆ 「パラメータ設定の考え方」に基づき、2025年度から2027年度にかけて設定された各社のパラメータの具体的な値は以下のとおり。

		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
有形固定資産	機械設備	2025年度		
		2026年度		
		2027年度		
	空中線設備	2025年度		
		2026年度		
		2027年度		
	建物	2025年度		
		2026年度		
		2027年度		
無形固定資産	ソフトウェア	2025年度		
		2026年度		
		2027年度		

- ◆ 「需要」の算定方法は以下のとおり。
- ◆ 各社が示した各費用項目におけるパラメータ設定の考え方は以下のとおり。

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

算定式

パラメータ  
設定方法等

主要  
パラメータ

◆ 各社の「原価」、「利潤」、「需要」及び「接続料単価」の2023年度の予測値と同年度の実績値（費用配賦見直しの激変緩和措置により、費用配賦見直し前の水準を維持するため、2023年度の精算接続料は見直し前の接続会計の参考値により算定）の乖離及び乖離の理由は以下のとおり。

(回線容量単位)	予測値	実績値 (予測値との乖離)	乖離の理由
原価 (百万円)			
利潤 (百万円)			
需要 (Mbps)			
接続料単価 (円/Mbps)			

(回線数単位)	予測値	実績値 (予測値との乖離)	乖離の理由
原価 (百万円)			
利潤 (百万円)			
需要 (万回線)			
接続料単価 (円/回線)			

◆ 2023年度の予測値と同年度の実績値（激変緩和措置を適用しない、費用配賦見直し後の実績値）を比較した場合の乖離及び乖離の理由は以下のとおり。2023年度の予測値は費用配賦見直しを考慮していないため、原価及び利潤に費用配賦見直しによる乖離が生じている。

(回線容量単位)	予測値	実績値 (予測値との乖離)	乖離の理由
原価 (百万円)			
利潤 (百万円)			
需要 (Mbps)			
接続料単価 (円/Mbps)			

(回線数単位)	予測値	実績値 (予測値との乖離)	乖離の理由
原価 (百万円)			
利潤 (百万円)			
需要 (万回線)			
接続料単価 (円/回線)			

(回線容量単位)

予測値

実績値  
(予測値との乖離)

乖離の理由

原価  
(百万円)

利潤  
(百万円)

需要  
(Mbps)

接続料単価  
(円/Mbps)

(回線数単位)

予測値

実績値  
(予測値との乖離)

乖離の理由

原価  
(百万円)

利潤  
(百万円)

需要  
(百万回線)

接続料単価  
(円/回線)

(回線容量単位)

予測値

実績値  
(予測値との乖離)

乖離の理由

原価  
(百万円)

利潤  
(百万円)

需要  
(Mbps)

接続料単価  
(円/Mbps)

(回線数単位)

予測値

実績値  
(予測値との乖離)

乖離の理由

原価  
(百万円)

利潤  
(百万円)

需要  
(百万回線)

接続料単価  
(円/回線)

# 予測値と実績値(費用配賦見直し前)との比較(2023年度/ソフトバンク①)

赤枠内委員限り

74

(回線容量単位)	予測値	実績値 (予測値との乖離)	乖離の理由
<p>原価 (百万円)</p>			
<p>利潤 (百万円)</p>			
<p>需要 (Mbps)</p>			
<p>接続料単価 (円/Mbps)</p>			

# 予測値と実績値(費用配賦見直し前)との比較(2023年度/ソフトバンク②)

赤枠内委員限り

75

(回線数単位)

予測値

実績値  
(予測値との乖離)

乖離の理由

原価  
(百万円)

利潤  
(百万円)

需要  
(百万回線)

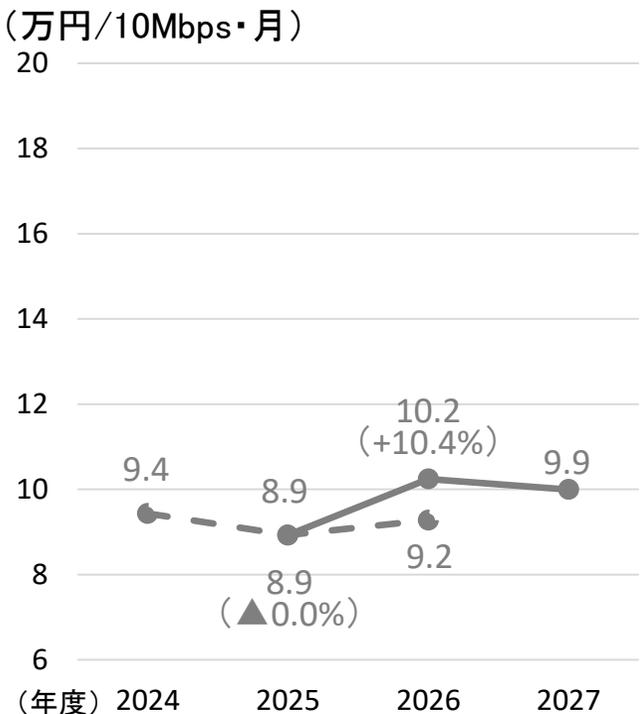
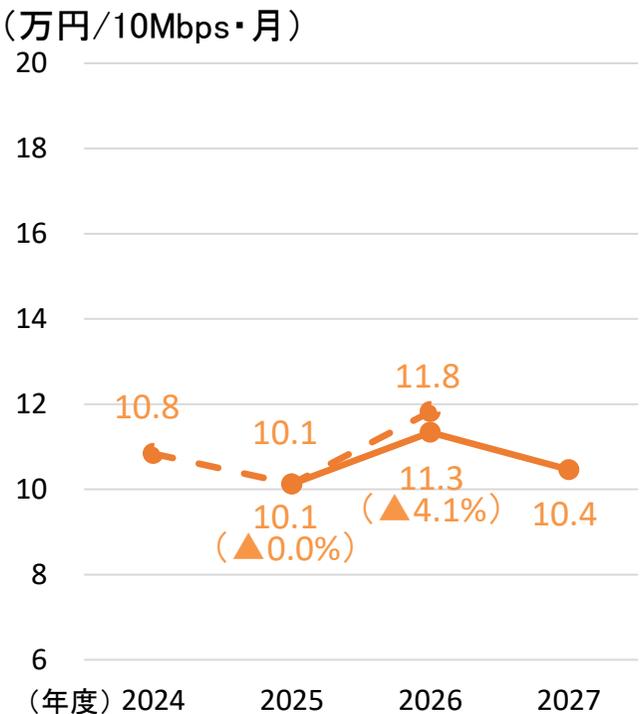
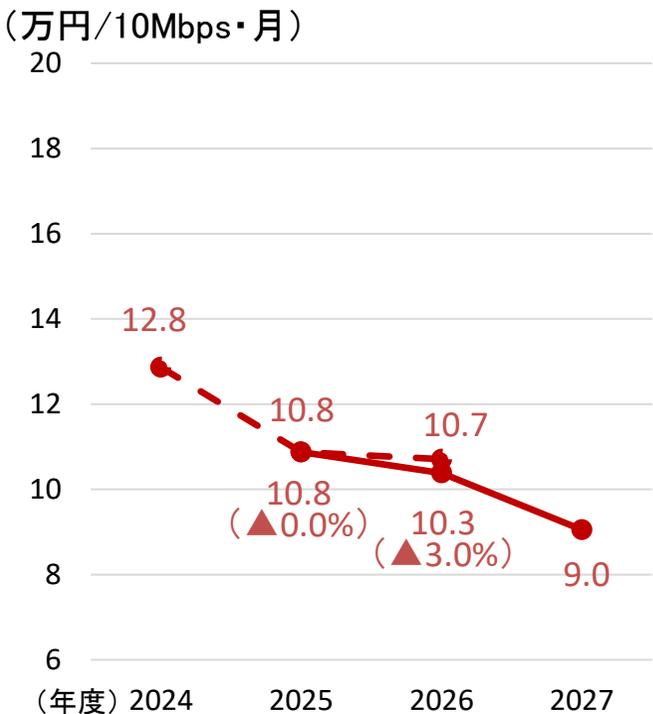
接続料単価  
(円/回線)

(回線容量単位)	予測値	実績値 (予測値との乖離)	乖離の理由
原価 (百万円)			
利潤 (百万円)			
需要 (Mbps)			
接続料単価 (円/Mbps)			

(回線数単位)	予測値	実績値 (予測値との乖離)	乖離の理由
原価 (百万円)			
利潤 (百万円)			
需要 (Mbps)			
接続料単価 (円/Mbps)			

# 予測値(2023年度)と予測値(2024年度)(激変緩和措置適用後)の比較

- ◆ 2023年度に届出のあった予測接続料（2024年度～2026年度）と2024年度に届出のあった予測接続料（2025年度～2027年度）を比較。
- ◆ **2025年度に適用する予測接続料**について、費用配賦見直しの激変緩和措置により、費用配賦見直し前の水準を維持するため、見直し前の予測接続料を上限としているため、**2023年度に届出のあった予測接続料と2024年度に届出のあった予測接続料との間で乖離は発生していない。**
- ◆ 2026年度接続料及び2027年度接続料については、予測年度により、費用配賦見直しの更なる見直しの有無、5G（SA方式）を一体的に算定するかどうか異なるため、単純比較が難しい。



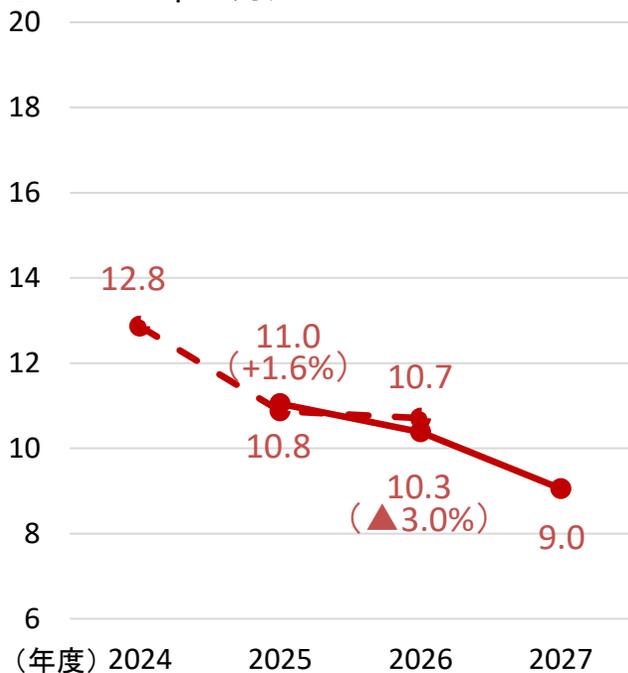
● NTTドコモ (2024年2月届出)     
 ● KDDI □ 2024 □ 2 □ □ □ □     
 ● ソフトバンク (2024年2月届出)

● NTTドコモ (2025年2月届出)     
 ● KDDI □ 2025 □ 2 □ □ □ □     
 ● ソフトバンク (2025年2月届出)

※ グラフは、各年度における当初支払額(精算前)の料額を記載。括弧内は対前年度予測の増減率。  
 ※ 接続料は、将来原価方式に基づく予測値。NTTドコモは2024年度接続料から、KDDI及びソフトバンクは2024年度に届出のあった2026年度接続料から、4G・5G(NSA方式)と5G(SA方式)を一体的に算定。

- ◆ 2023年度に届出のあった予測接続料(2024年度~2026年度)と2024年度に届出のあった予測接続料(2025年度~2027年度)を比較。
- ◆ **2025年度に適用する予測接続料**について、費用配賦見直しの激変緩和措置を適用しない場合、**2023年度に届出のあった予測接続料に比べて2024年度に届出のあった予測接続料は大幅に上昇。**
- ◆ 2026年度接続料及び2027年度接続料については、予測年度により、費用配賦見直しの更なる見直しの有無、5G(SA方式)を一体的に算定するかどうか異なるため、単純比較が難しい。

(万円/10Mbps・月)



- NTTドコモ (2024年2月届出)
- NTTドコモ (2025年2月届出)

※ グラフは、各年度における当初支払額(精算前)の料額を記載。括弧内は対前年度予測の増減率。

※ 接続料は、将来原価方式に基づく予測値。NTTドコモは2024年度接続料から、KDDI及びソフトバンクは2024年度に届出のあった2026年度接続料から、4G・5G(NSA方式)と5G(SA方式)を一体的に算定。

◆ 2025年度に適用する予測接続料について、2023年度予測値と2024年度予測値（費用配賦見直しの激変緩和措置を適用しない場合）の乖離の理由について各社の説明は以下のとおり。

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

原価

利潤

需要

接続料

- ◆ 本研究会第8次報告書においては、「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」については、**今後も積極的な情報開示が必要であり、引き続きMNOによる情報開示状況を確認することが適当**、とされたところ。
- ◆ また、本研究会第8次報告書（案）に対する意見募集においては、MVNOから、2023年度精算接続料及び2025年度予測接続料等について、見直し後の接続会計に基づき算定した場合の水準についても公表することについて要望があり、当該意見に対する本研究会の考え方として、2024年度以降に届出される精算接続料及び予測接続料を見込値及び上限により算定する場合の**見直し後の接続会計に基づき算定される接続料水準については、接続料の妥当性及び透明性を確保する観点から、MVNOから要望があった場合には、MNOにおいて情報開示を行うことが適当**、との考え方を示したところ。
- ◆ 本研究会第8次報告書以降の**MNOによるMVNOへの情報開示の状況**は以下のとおり。

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク





**(参考)原価関係**



回線容量単位データ接続料  
音声接続料  
■ 減価償却費 ■ 施設保全費 ■ 通信設備使用料 ■ 租税公課 ■ 固定資産除却費 ■ 管理費 ■ 試験研究費 ■ 共通費 ■ 営業費

費用項目	内容
営業費	電気通信役務の提供に関する申込みの受理、電気通信役務の料金の収納及び電気通信役務の販売活動並びにこれらに関連する業務に直接必要な費用
施設保全費	電気通信設備の保全のために直接必要な費用
共通費	営業所等における共通的作業（庶務、経理等）に必要な費用
管理費	本社等管理部門において必要な費用
試験研究費	研究部門において必要な費用
減価償却費	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費
固定資産除却費	固定資産の除却損及び撤去費用（毎事業年度経常的に発生するもの）
通信設備使用料	他の事業者に対してその設備を使用する対価として支払う費用
租税公課	固定資産税、事業所税等の租税（法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。）を除く。）及び道路占用料等の公課

（電気通信事業法会計規則（昭和60年郵政省令第26号）別表第一 勘定科目表）

※ 2024年度の値は前年度予測時(2024年2月末届出時)の値



※ 2024年度の値は前年度予測時(2024年2月末届出時)の値



※ 2024年度の値は前年度予測時(2024年2月末届出時)の値



NTTドコモ

ステップ  
2

ステップ  
3

KDDI

KDDI

OCT

UQ

ステップ  
2

ステップ  
3

ソフトバンク

ソフトバンク

W C P

ステップ  
2

ステップ  
3

NTTドコモ

ステップ  
2

ステップ  
3

KDDI

KDDI

OCT

UQ

ステップ2

ステップ3

ソフトバンク

ソフトバンク

W C P

ステップ2

ステップ3

NTTドコモ

ステップ  
2

ステップ  
3

KDDI

KDDI

OCT

UQ

ステップ2

ステップ3

NTTドコモ

ステップ  
2

ステップ  
3

KDDI

KDDI

OCT

UQ

ステップ2

ステップ3

ソフトバンク

ソフトバンク

W C P

ステップ2

ステップ3

NTTドコモ

ステップ  
2

ステップ  
3

KDDI

KDDI

OCT

UQ

ステップ2

ステップ3

ソフトバンク

ソフトバンク

W C P

ステップ  
2

ステップ  
3

NTTドコモ

ステップ  
2

ステップ  
3

KDDI

	KDDI	OCT	UQ
ステップ2			
ステップ3			

ソフトバンク

ソフトバンク

W C P

ステップ2

ステップ3

NTTドコモ

ステップ  
2

ステップ  
3

KDDI			
	KDDI	OCT	UQ
ステップ2			
ステップ3			

ソフトバンク

ソフトバンク

W C P

ステップ  
2

ステップ  
3

NTTドコモ

ステップ  
2

ステップ  
3

KDDI

	KDDI	OCT	UQ
ステップ2			
ステップ3			

ソフトバンク

ソフトバンク

W C P

ステップ2

ステップ3

NTTドコモ

ステップ  
2

ステップ  
3

KDDI

KDDI

OCT

UQ

ステップ  
2

ステップ  
3

ソフトバンク

ソフトバンク

W C P

ステップ2

ステップ3

- ◆ MVNOガイドラインでは、ステップ2・3で控除すべき費用を以下のとおり定めている。
  - ・ステップ2で控除する費用：サービス制御装置に係る費用、位置登録信号に係る費用、顧客・料金システムに係る費用、二種指定事業者がインターネット接続サービスを提供するための設備に係る費用等
  - ・ステップ3で控除する費用：自社のネットワークの構築に係るものを除いた通信設備使用料、他の事業者が個別に負担している設備費（POI回線に係る費用等）、付加機能（留守番電話等）の用に供する設備費等
- ◆ 上記のそれぞれの費用の控除状況については以下のとおり。

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

サービス制御装置に係る費用	ステップ2
位置登録信号に係る費用	ステップ2

		NTTドコモ		KDDI		ソフトバンク	

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

顧客・料金システムに係る費用	ステップ2	
	ステップ3	
二種指定事業者がインターネット接続サービスを提供するための設備に係る費用	ステップ2	
	ステップ3	
自社のネットワークの構築に係るものを除いた通信設備使用料	ステップ2	
	ステップ3	
他の事業者が個別に負担している設備費（POI回線に係る費用等）	ステップ2	
	ステップ3	

		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
付加機能（留守番電話機能等）の用に供する設備費	ステップ3			
	ステップ2			
PGWに係る費用	ステップ3			



**(参考)利潤関係**

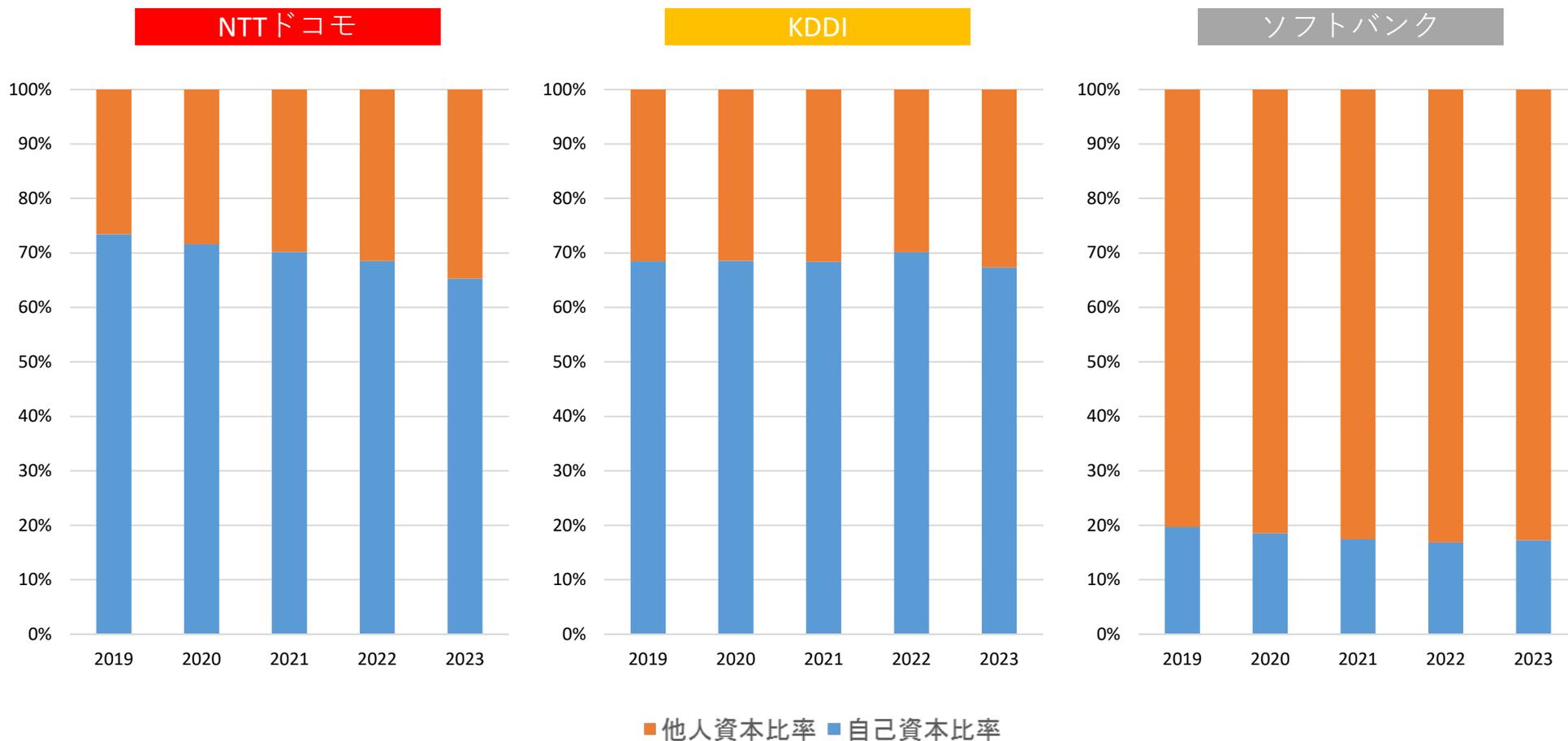
--







- ◆ 自己資本比率と他人資本比率の推移について、
  - ・ NTTドコモは、自己資本比率が大きいが、微減傾向。
  - ・ KDDIは、NTTドコモと同様、自己資本比率が大きく、その比率はほとんど変わっていない。
  - ・ ソフトバンクは、自己資本比率が小さく、2021年度以降はその比率はほとんど変わっていない。



自己資本利益率

他人資本利子率

※ 2024年度の値は2024年2月末届出時の予測値

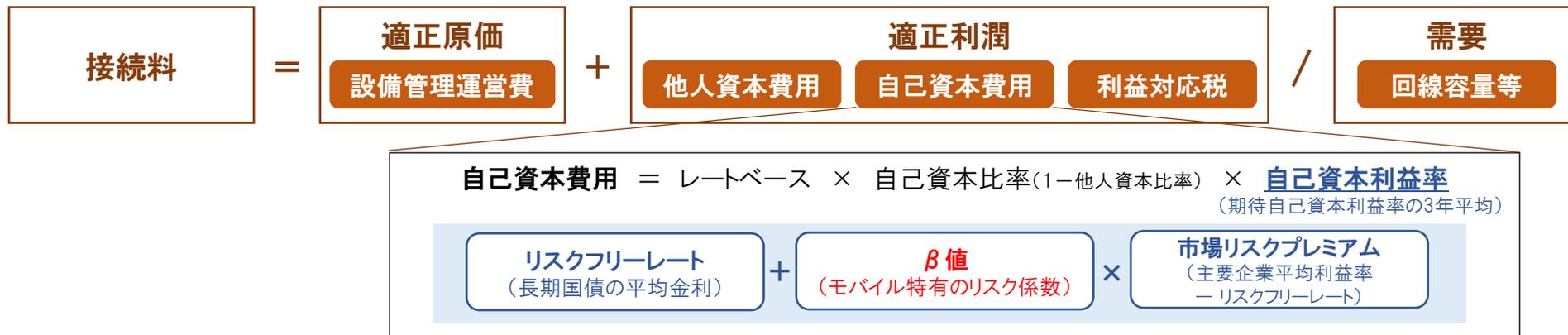
※ 2024年度の値は2024年2月末届出時の予測値

※ 2024年度の値は2024年2月末届出時の予測値

# β 値に関する算定方法

◆ βの算定方法について、NTTドコモの株価βを基準とした方法を採用してきたが、NTTドコモの上場廃止に伴い、研究会において検討が行われ、研究会第5次報告書において「移動電気通信事業に係るリスク」の適切な算定方法について、各社の株価を基準に加重平均することが適当とされ、2021年12月に算定方法等を定める告示の改正が行われた。

## 【接続料算定におけるβ】



(※)二種接続料規則第9条

4 前項のβは、移動電気通信事業(その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業をいう。)に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案したものととして総務大臣が別に定める値又は一のいずれか低い方の値とする。

## 【研究会における検討】

案1	移動通信事業の比率が最も高い事業者の株価β（株価から直接算定したβをいう。以下同じ。）を元にアンレバー・リレバーしたβを用いる。
案2	各事業者の資本調達コストを基本とし、上場企業の場合は自社の株価β、非上場の場合は親会社の株価βを元にアンレバー・リレバーしたβを用いる。
案3	複数の移動通信事業者のアンレバードβを加重平均したものをリレバーする。

移動電気通信に係るリスクは各社において大きく異なることはなく、案3を採用すると当該リスクを平準化することが可能となり、安定的なβの運用やMVNOの予見可能性等に資することから、案3を採用。

加重平均の重み付けについては、時価総額に移動電気通信事業費率を乗じた額で重み付け。

## βの具体的算定方法

株価βの意味：株式市場全体の動きに対し、株価がどの程度敏感に反応して変動するかを示す  
 数値（βが0.5ならば、TOPIXが1%上昇したときに、株価が0.5%上昇する）

$$\beta = \left( 1 + (1 - T) \frac{D}{E} \right) \bar{\beta}$$

事業者の財務リスク係数

$$\bar{\beta} = \frac{1}{\sum_{O \in OS} MC_O MR_O} \sum_{O \in OS} MC_O MR_O \frac{\beta_O}{1 + (1 - T_O) \frac{D_O}{E_O}}$$

事業者の株価βの加重平均

$$\beta_O = \frac{\sum_{d \in ds} (\Delta x_{O_d} - \overline{\Delta x_O}) (\Delta m_d - \overline{\Delta m})}{\sum_{d \in ds} (\Delta m_d - \overline{\Delta m})^2}$$

D：算定事業者の純有利子負債

E：算定事業者の純資産

T：算定事業者の法定実効税率

Os：株式会社NTTドコモ（DCM）、KDDI株式会社（KDDI）又はソフトバンク株式会社（SB）

MC<sub>O</sub>：事業者Oの時価総額

MR<sub>O</sub>：事業者Oの連結売上高に対する移動電気通信役務の営業収益の割合

ds：過去3年度の東京証券取引所の全取引日

x<sub>O<sub>d</sub></sub>：事業者Oの東京証券取引所における株価の取引日dの最終価格

m<sub>d</sub>：東証株価指数の取引日dの最終価格

$$\Delta x_{O_d} = \frac{x_{O_d} - x_{O_d \text{の前取引日}}}{x_{O_d \text{の前取引日}}} \quad \text{： 株価の変化率}$$

$$\overline{\Delta x_O} = \frac{\sum_{d \in ds} \Delta x_{O_d}}{ds \text{の要素数}} \quad \text{： 株価の変化率の平均}$$

$$\Delta m_d = \frac{m_d - m_d \text{の前取引日}}{m_d \text{の前取引日}} \quad \text{： TOPIXの変化率}$$

$$\overline{\Delta m} = \frac{\sum_{d \in ds} \Delta m_d}{ds \text{の要素数}} \quad \text{： TOPIXの変化率の平均}$$

※ 現在の手法では変化率は日次、データ（要素数）は3年分



**(参考)需要関係**

- ◆ 2024年度届出接続料及び2023年度届出接続料における各社の需要の推移は以下のとおり。

1. データ伝送交換機能に係る交換設備及び接続箇所並びにそれらの周辺の設備の接続構成 (※)
2. 1. の接続構成における需要の測定箇所及び測定方法
3. 測定箇所における設備の仕様上の性能限界値又は設定による制限値
4. 需要の算定方法
5. 3. と需要について乖離がある場合、控除を行うべき理由及び乖離に応じた原価の控除の有無
6. 測定箇所における最繁時トラヒックの実績値
7. MVNOが冗長を確保する場合の取扱い
8. 予測値の具体的な計算式等
9. 基礎的なものの具体的な値

1. データ伝送交換機能に係る交換設備及び接続箇所並びにそれらの周辺の設備の接続構成 (※)

2. 1. の接続構成における需要の測定箇所及び測定方法 (※)

3. 測定箇所における設備の仕様上の性能限界値又は設定による制限値

4. 需要の算定方法

5. 3. と需要について乖離がある場合、控除を行うべき理由及び乖離に応じた原価の控除の有無
6. 測定箇所における最繁時トラヒックの実績値
7. MVNOが冗長を確保する場合の取扱い
8. 予測値の具体的な計算式等
9. 基礎的なものの具体的な値

Red-bordered area for content input.

1. データ伝送交換機能に係る交換設備及び接続箇所並びにそれらの周辺の設備の接続構成 (※)

2. 1. の接続構成における需要の測定箇所及び測定方法

3. 測定箇所における設備の仕様上の性能限界値又は設定による制限値

4. 需要の算定方法

5. 3. と需要について乖離がある場合、控除を行うべき理由及び乖離に応じた原価の控除の有無

6. 測定箇所における最繁時トラヒックの実績値

7. MVNOが冗長を確保する場合の取扱い

8. 予測値の具体的な計算式等

9. 基礎的なものの具体的な値













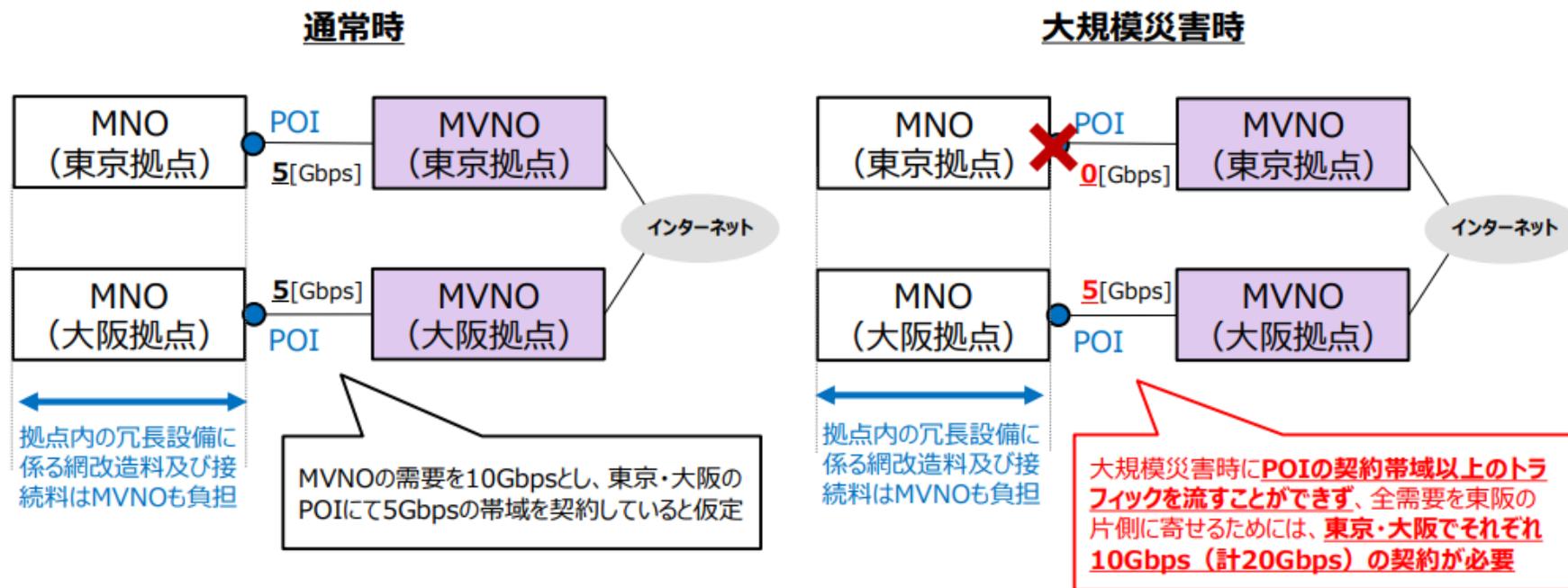
- ◆ 本研究会第8次報告書においては、MNO各社の設備運用方針において、①MVNOも特段の手続きは必要なく冗長設備が利用可能であること、②MNOは平時における最繁忙時トラヒックにおいて冗長設備を利用することはないこと、③POIの冗長化について、MVNOがどのような冗長構成を取ることが可能なのか、その場合に接続料の支払が必要なのか等について、MVNOに対して情報提供を行った内容、について追記することが適当とされた。MNO各社の記載は以下のとおり。

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
設備運用方針におけるMVNOにおける冗長設備の利用等に関する記載内容及びMVNOとの冗長設備に関する協議状況			

## 需要の適正性の確保に向けた論点 (2/2)

### (2) 大規模災害発生時等におけるMVNOの冗長設備の利用可能性

- MVNOが冗長設備の費用を負担している中、MVNOがPOIを冗長化するには、基本的に冗長系に係る接続料の支払いが必要になるものと認識していたところ、仮に接続料の支払いが不要になるといった場合は、MVNOに対して積極的に情報提供いただくことが必要と考えます。
- MNOとMVNO間での冗長構成についての考え方や、接続料等のMVNOによる費用負担の適正性・公平性等について、重点的に検証いただくことを要望いたします。



# 需要に関する分析①:冗長分を含む設備容量と需要の関係

## NTTドコモ

	2021年度	2022年度	2023年度	備考
①冗長分を含む設備容量 (Mbps)				
②接続料算定の需要に用いる設備容量 (Mbps)				
②/①				

## KDDI

	2021年度	2022年度	2023年度	備考
①冗長分を含む設備容量 (Mbps)				
②接続料算定の需要に用いる設備容量 (Mbps)				
②/①				

## ソフトバンク

	2021年度	2022年度	2023年度	備考
①冗長分を含む設備容量 (Mbps)				
②接続料算定の需要に用いる設備容量 (Mbps)				
②/①				

## NTTドコモ

	2021年度	2022年度	2023年度
原価（百万円）			
接続料算定の需要に用いる設備容量（Mbps）			

## KDDI

	2021年度	2022年度	2023年度
原価（百万円）			
接続料算定の需要に用いる設備容量（Mbps）			

## ソフトバンク

	2021年度	2022年度	2023年度
原価（百万円）			
接続料算定の需要に用いる設備容量（Mbps）			

# 需要に関する分析③：設備容量と最繁時トラヒックとの関係

## NTTドコモ

	2021年度	2022年度	2023年度
①冗長分を含む設備容量 (Mbps)			
②接続料算定の需要に用いる設備容量 (Mbps)			
③最繁時トラヒック (Mbps)			
③／①			
③／②			

## KDDI

	2021年度	2022年度	2023年度
①冗長分を含む設備容量 (Mbps)			
②接続料算定の需要に用いる設備容量 (Mbps)			
③最繁時トラヒック (Mbps)			
③／①			
③／②			

## ソフトバンク

	2021年度	2022年度	2023年度
①冗長分を含む設備容量 (Mbps)			
②接続料算定の需要に用いる設備容量 (Mbps)			
③最繁時トラヒック (Mbps)			
③／①			
③／②			

## **(参考)接続料の算定方法**

- ◆ 第二種指定電気通信設備制度は、相対的に多数のシェアを占める電気通信事業者が有する「接続協議における交渉上の優位性」に着目し、接続料及び接続条件の公平性・透明性、接続の迅速化等を確保する観点から、非対称規制として設けられた制度。
- ◆ 10%超の端末シェアを占める事業者に対し、接続料等についての接続約款の届出等の義務が課せられる。
- ◆ 公正競争確保に向けては、接続料の適正性の向上が重要。これまで、算定・検証の仕組みが順次整備。

## 第一種指定電気通信設備制度(固定系)

## 第二種指定電気通信設備制度(移動系)

規制根拠	設備の不可欠性(ボトルネック性)	電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力
指定要件	都道府県ごとに 50%超のシェアを占める加入者回線を有すること NTT東日本・西日本を指定(1998年)	業務区域ごとに 10%超の端末シェアを占める伝送路設備を有すること NTTドコモ(2002年)、KDDI(2005年)、ソフトバンク(2012年)、 沖縄セルラー(2002年)、WCP(2019年)、UQ(2019年)を指定
接続関連規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 接続約款(接続料・接続条件)の認可制</li> <li>■ 接続会計の整理・公表義務</li> </ul> (※)その他、網機能提供計画の届出・公表義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 接続約款(接続料・接続条件)の届出制</li> <li>■ 接続会計の整理・公表義務</li> </ul>

### 算定・検証の仕組み



◆ 電気通信事業法第34条第3項第1号ロの接続料を適正かつ明確に定めるべき機能（アンバンドル機能）は、二種接続料規則第4条に規定されている。

<p>1 音声伝送交換機能</p>	<p>第二種指定中継交換機により音声その他の音響の伝送交換を行う機能</p>
<p>2 データ伝送交換機能（注）</p>	<p>他事業者が設置する電気通信設備と第二種指定電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続(※)した上で、当該他事業者が設置する電気通信設備と特定移動端末設備との間で専ら符号又は映像の伝送交換を行う機能（CDMA2000方式、EV-DO方式を除く。） ※:L2接続のこと。</p>
<p>3 番号ポータビリティ転送機能</p>	<p>番号ポータビリティにより、電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能</p>
<p>4 ショートメッセージ伝送交換機能</p>	<p>特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換を行う機能</p>

注：データ伝送交換機能は、次の3部分に区分して接続料を算定することとされている。

- ① ②及び③に掲げる部分以外のもの（単位：回線容量）
- ② 事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他これらに付随するもの（単位：回線数）
- ③ SIMカードの提供に係るもの（単位：枚数）

# 二種接続会計「移動電気通信役務収支表」

移動電気通信役務収支表

事業者名

事業年度 自 年 月 日  
至 年 月 日

(単位 円)

役務の種類	営業 収益	営業 費用	営業費	運用費	施設 保全費	共通費	管理費	試験 研究費	研究費 償却	減価 償却費	固定 資産 除却費	通信 設備 使用料	租税 公課	営業 利益	摘要
移動電気通信役務	音声伝送役務	携帯電話													
		その他													
		小計													
	データ伝送役務	携帯電話・BWA													
		その他													
		小計													
	小計														
移動電気通信役務以外の電気通信役務															
合	計														

(記載上の注意)

- 第8条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第15条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。
  - 二以上の種類の役務に関連する営業収益は、原則として営業費用額比によって各種別の役務に配賦すること。
  - 二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によって各種別の役務に配賦すること。

営業	費	
窓	口	契約申込等件数比
料	金	料金請求件数比
販	売	販売件数比
そ	の	他
運	用	加入数比、取扱量比(度数比又は通数比をいう。以下同じ。)又は回線数比
施	保	加入数比又は取扱量比
設	全	費
共	費	関連する固定資産価額(取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。)比
管	理	費
試	研	関連する固定資産価額又は営業、運用及び施設保全部門の人員費比若しくは支出額比
験	究	費
研	究	費
費	償	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
償	却	同上
減	却	費
価	費	関連する固定資産価額(帳簿価額をいう。以下同じ。)比
固	除	関連する固定資産価額比
定	却	費
資	費	
産		
通	使	回線数比又は取扱量比
信	用	
設	料	
備		
使		
用		
料		
租		
税		
公		
課		
等		
固		関連する固定資産価額比
定		
資		
産		
事		管理部門等の人員費比
業		
所		
税		

- 二以上の種類の役務に関連する固定資産は、原則として回線数比又は取扱量比によって各種別の役務に配賦すること。
- 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
- 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

# 二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」

役務別固定資産帰属明細表

事業者名

事業年度 自 年 月 日  
至 年 月 日

(単位 円)

役務の種類	移動電気通信役務							移動電気通信役務以外の電気通信役務	合計
	音声伝送役務			データ伝送役務					
	携帯電話	その他	小計	携帯電話・BWA	その他	小計			
電気通信事業固定資産									
有形固定資産									
機械設備	取得価額								
	減価償却累計額								
空中線設備	取得価額								
	減価償却累計額								
通信衛星設備	取得価額								
	減価償却累計額								
端末設備	取得価額								
	減価償却累計額								
市内線路設備	取得価額								
	減価償却累計額								
市外線路設備	取得価額								
	減価償却累計額								
土木設備	取得価額								
	減価償却累計額								
海底線設備	取得価額								
	減価償却累計額								
建物	取得価額								
	減価償却累計額								
構築物	取得価額								
	減価償却累計額								
機械及び装置	取得価額								
	減価償却累計額								
車両及び船舶	取得価額								
	減価償却累計額								
工具、器具及び備品	取得価額								
	減価償却累計額								

休止設備	帳簿価額								
	取得価額								
	減価償却累計額								
土地	帳簿価額								
	取得価額								
	減価償却累計額								
リース資産	帳簿価額								
	取得価額								
	減価償却累計額								
建設仮勘定	帳簿価額								
	取得価額								
	減価償却累計額								
有形固定資産合計	取得価額								
	減価償却累計額								
	帳簿価額								
無形固定資産合計	帳簿価額								
電気通信事業固定資産合計									

(記載上の注意)

- 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
- 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。